HOKKAIDO UNIVERSITY

| | |
|---|---|
| Title | 地域農業の展開と農民運動（上）：白糠町における実践事例を中心に |
| Author(s) | 山田, 定市; 斎藤, 秀平; 高倉, 嗣昌 |
| Citation | 北海道大學教育學部紀要, 21, 1-38 |
| Issue Date | 1973-03 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/29077 |
| Type | departmental bulletin paper |
| File Information | 21_P1-38.pdf |

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

# 地域農業の展開と農民運動（上）

## —— 白糠町における実践事例を中心に ——

A study on the Farmer's association movement relating with the Regioval Agricultural development

山　田　定　市
斎　藤　秀　平
高　倉　嗣　昌

## 目　　次

序—課題の設定
第１章　白糠町地域経済構造の変貌
　第１節　産業構造の変化
　第２節　農業構造の変化
第２章　農民組合の成立・発展と土地問題
　第１節　農民組合の結成と土地解放
　第２節　国鉄線用地買収と土地問題の展開
第３章　酪農業の展開と乳価問題
　第１節　農業構造の変化と乳価問題
　第２節　酪農「合理化」と乳価問題
第４章　農協民主化の過程
　第１章　農協運営の刷新過程
　第２節　農協自主再建と民主化の過程
結—要　約

## 概　　要

資本主義の政策体系がもつ現段階的特質の一つは，「地域開発」政策が経済政策の基軸を占めて展開されるということに示されている。この「地域開発」政策が財政・金融政策を基軸にして実施される過程で，独占資本の資本蓄積構造とぬきがたい内的連関をもち補強する役割を果たすと同時に，政策自体が資本主義の全般的危機への対応策としてその支配体制を維持・強化するという新たな役割を担うことから，この政策が単なる経済政策にとどまらず，ひろく文化，教育，イデオロギーにまで及ぶ総合的政策としてうち出されるという特徴をもっている。

このような「地域開発」政策の本格的展開とともに，この政策をめぐる矛盾・対抗関係が地域問題としていっそう鮮明になってくる。地域に根ざした民主主義運動がさまざまの内容と形態で急速に高揚するのも，このような矛盾・対抗関係を基盤としているのであって，その運動の内容がきわめて多様ではあるけれどもその方向は全体として「地域開発」政策と対抗し，地域づくりをめざすということに凝集されるとみることができる。

このような観点に立って教育問題に考察の重点をしぼった場合，そこにおける課題は，げんに「地域開発」政策の

一環として推進されている教育政策，教育計画の実態と本質を明らかにすると同時に，地域民主主義運動における教育運動の役割を明らかにし，自主的・民主的な教育政策，教育計画をつくり上げ実践してゆくことにあるといわなければならない。

当面，われわれは農村に重点をおいて，そこにおける「地域と教育」の問題を課題として設定する。この場合，農村において農民を主体とするもっとも古い伝統をもつ民主主義運動として農民運動の展開過程をとくに重視する必要がある。農民運動のよって立つ基盤，その展開過程ならびに展開の条件，そこから導き出される新たな課題，などについて一貫した考察が必要である。しかし，農業・農民問題研究の現状にてらしても，農民運動については，事例的研究を積み上げてゆくことに多くを依存せざるをえない状況であり，逆に，このことから農民運動についての事例的研究が積極的な意味をもつことにもなるのである。

このような観点から，われわれは「地域と教育」という課題に接近する第一歩として，農民運動に焦点をしぼり，それが地域民主主義運動の基軸ともいうべき労農同盟の準備段階としての労農共闘へ展開してゆく過程を分析することを当面の研究課題として設定した。つまり，農業・農村の側からみた農業・農民問題→地域問題という課題の展開に対応する，農民運動→労農共闘という運動の展開の過程を統一的に考察しようとするものである。考察事例として選んだのは白糠町における農民運動についてであり，その理由は本文で指摘したとおりである。

さしあたり本稿ではその前半部分として農民運動の展開過程に考察の範囲をしぼり，さらにそれが地域問題に対抗する労農共闘へと進展してゆく過程の考察は次回に予定されている小論の後半部分に委ねることにした。われわれは，まず，序で課題をより具体的に設定し，第1章で地域の概要を把握したのち，第2章から第4章にかけて農民運動の展開過程を段階を追って明らかにした。この過程を基本的運動課題に即してみるならば，土地問題→土地問題・経営問題→土地問題・経営問題・農協問題としてとらえることができるが，このような課題の展開，その複雑化・多様化にともない，運動じたいがより大きな組織力，より高い水準を求められることはいうまでもない。また，内部的にさまざまな矛盾をかかえることもたしかである。

このような見地から，本稿にひきつづいて次回でまずとりあげなければならないのは，そのような内的諸矛盾の具体的あらわれ方，その克服過程についてである。このような観点からみるならば1965年以降，本稿でとりあげた土地問題，経営問題，農協問題に加えてさらに地域問題が強く前面に打ち出されてくると同時に，その過程で，それぞれの課題が相互に関連しあいつつ，それぞれの独自の新たな矛盾に直面することになる。その実践的克服過程として労農共闘が位置づけられるわけであり，その展開条件を実態に即して究明することが次回の中心課題である。

## 序課題の設定

地域における教育問題は，現代資本主義（国家独占資本主義）の教育政策・教育計画と対決して地域住民の教育要求に根ざした地域の教育を発展させるという課題である。当面，われわれは農村における教育問題を中心にその正しい解決方向，条件について究明することを目ざし，その基礎的研究として，農村における地域民主主義運動の基軸に据えられる農民運動について，その運動課題と展開過程を地域経済構造，とりわけ農業構造の変貌との関連で解明することに重点をおく。

農民諸階層の諸要求の実現をめざす農民運動は，わが国においては，戦前までは土地問題（農民の土地解放要求に根ざす）に収れんしていたが，戦後，とくに農地改革後は，課題の設定，運動の進め方をめぐって少なからぬ混迷を来たし，運動自体が幾度か停滞局面を経ながら現在にいたっている。また，農業理論じたいが，実践的課題に対して明確にその方向性を示しえないのが現状である。しかし，他面では，農業構造ならびに農村を中心とする地域経済構造の変貌のもとで，最近になって農民じたいが，これまでにみられなかった新しい動きを含みつつ多様な運動形態を示していることも事実である。しかし，これまで農民運動の展開過程に関する解明が十分に行なわれていないため，このような新しい動向の特質すら十分に把握されていないのが実情である。

いうまでもなく，農民運動は，そのよって立つ基盤であるところの農業構造，とりわけ農村階級構造を基底にして，そのうえになりたつ農村の社会的諸関係によってその方向，内容が少なからず規制されつつも，それらにかならずしも一義的に規制されず多様な展開をとげる。このような多面的な農民運動の展開過程について考察することは，今後の農民運動の方向を明らかにするうえでも欠かせない課題である。さらに，農民層分解の動向について解明するなかで，単に農民諸階層の性格づけばかりでなく，農民諸階層間の相互関連，とくにそのなかに

おけるさまざまの集団的活動じたいが，農民層分解の動向を左右する要因として無視できなくなってきており，そのような集団的諸活動がさまざまの形態，内容をともないつつしだいに活発になってきていることに注目しなければない。

このように分析対象を当面，農民運動の展開過程にしぼった場合，重視すべき視点としては，(1)農地改革の実施過程とその後の農民のなかにおける土地問題の性格(2)農地改革後の土地問題の地域性，階層性，とくに，「高度成長」下の土地再編成政策（国家独占資本主義の「地域開発」政策の一環としての）によってひきおこされている土地問題の現段階的特質(3)土地問題を基盤とする農民の基本要求の展開と諸要求の相互関連(4)諸要求実現のための諸闘争の展開過程，そこにおける農協をはじめとする他の農民諸組織との関連，さらに最近については生産組織をはじめとする農民の集団的諸活動との関連，労農共闘への展開条件(5)そこにおける自主的学習活動の意義と役割，などである。

このような課題に接近する場合，この領域に関する研究成果が十分に蓄積されていないという状況のもとでは，事例分析じたいが積極的意義を有するわけであり，またそのような研究方法をよりどころとすることが必要であるが，小論においては，われわれは，分析対象を北海道白糠郡白糠町に設定した。

このように白糠町を調査研究の対象として選んだのは，地域の発展をめざす共同の力としての労農共闘を前進させるうえで，農村では，当面，農民運動がその主体とならなければならないが，その意味において白糠町の農民運動が，戦後，農民の諸要求を基礎に広範に農民を結集して展開され．農協労組などをふくむ労農共闘へと発展する基礎的過程としての意義をもってきた点を重視したからにほかならない。つまり，単に農民運動としての先進的事例としての意義だけではなく，今後，農民運動が地域の組織的主体として労農共闘への発展を目ざすうえで多くの教訓と示唆をふくんでいるからにほかならない。もちろん，白糠町農民運動の展開過程からひきだしうることがらを直ちに一般化することはできないけれども，課題がすぐれて地域的問題であるだけに，農民運動の展開過程も地域の実態に即して可能なかぎり具体的に解明することなしには，その方向性を探求することじたい困難である。その意味で，われわれの研究は決して特定の事例分析に埋没することは許されないが，当面，白糠町農民運動の展開過程とその特質，展開条件について，実態分析を主眼として進めて行きたいと思う。

この白糠町農民運動については，第２次大戦直後の農民運動の開始から農民組合の結成，その運動の展開をへて現在にいたる過程を考察の対象とするが，今回は，その前半部分として，時期的には戦後からおおむね 1965 年までを対象としてまとめた。それは，この時期までに農協民主化が一定の成果をあげ，1965年以降の労農共闘を基軸とする新たな運動展開にいたる重要な劃期となっており，それまでの時期の農民運動について性格づけておくことは，労農共闘の展開条件について検討するうえでも必要なことと考えたからである。

## 第１章　白糠町地域経済構造の変貌

### 第１節　産業構造の変化

白糠町は北海道釧路支庁管内の西南部に位置し，面積770㎢（東西25.3㎞，南北59.9㎞），地勢は，茶路川，庶路川，和天別川が南方に縦貫し，起伏の多い傾斜地から沿岸の平担地に続いている。土質は，沿海地帯は湿潤地であるが内陸の原野に入るにしたがって砂壌土となる。河川沿岸は沖積土で下流は比較的地味肥沃である。気候は春期から夏期にかけて冷涼で霧も比較的多く，日照時間が少ないが秋期は比較的好天が続く。以上，総じて農業の立地条件としては，一般畑作物，野菜の生産地としてかならずしも不適地ではないが十勝地方などに比べてやや劣っており，また，牧草などの飼料作物の立地条件としては，根釧地方のなかでは比較的に有利な地域である。

このような立地条件のもとで，農業はこの町の基幹産

**図―１　白糠町略図**

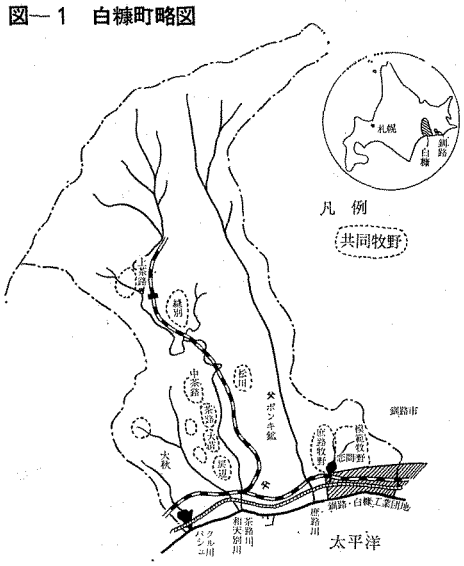

業の一つをなしてきたが，第２次大戦直後は馬産と雑穀生産から漸次酪農業に重点が移行しつつある。さらに，このような農業転換を内包する産業構造の変化として特徴的なことは，(1)第１次産業部門の割合が年々低下し，逆に第３次産業部門の割合が急速に高くなっていること(2)第２次産業部門は年々若干の変動があるが，部門内部では炭鉱閉山にともなう鉱業の減退，製造業の伸長が顕著であることなどであり(表―１参照)製造業の中心は木材，木製品製造業で総出荷額の約73％（1969年実績）を占め，食品（主として水産加工品）製造業が約15％でこれに次いでいる(3)このため，工業の従業員規模も比較的小規模であり，1969年現在で製造業事業所のうち９人以下が26を占め，50人以上の事業所数は２にすぎない(4)これらとの関連で就業人口の動向をみると表―２からも明らかなように，1970年現在で就業者数の約16％が町外で就業しており，その大半は釧路市であって，就業先産業別では製造業，卸小売業などが比較的多くなっている。さらに，このような産業構造の変化のなかで，人口の動きも激しいが，表―３に示したように，炭鉱閉山，離農などによって最近の人口流出はとくに激しく，いわゆる「過疎化」の傾向を強めている。さらに，これを地区別にみると，表―３に示したように，町内にあっても市街地区への人口集中化と農村的および山村的地区における人口減少がはげしい。すなわち，白糠市街地区の人口集中度は1960年の38.4％から1970年の58.4％に増大しているのに対し，炭鉱のあった庶路中部・茶路北部両地区や離農の比較的多い和天別，上庶路両地区などでは世帯数，人口ともに高い減少率を示し，人口分布率も低下している。このことを産業別就業人口の動向と関連づけた場合，市街地区は第２次産業就業人口の約90％（うち白糠市街は60％），うち製造業についても90％（うち白糠市街は57％，また，第３次産業就業人口については市街地区が90.3％（うち白糠市街は67％）となっている。

このような産業構造ならびにその動向は，近隣町村に

**表―１　　３分類産業別就業者の構成比**

| | | 第１次産業 | | 第２次産業 | | 第３次産業 | 総就業者数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 総数 | 内農業 | 総数 | 内製造業 | | |
| 1950 | 実数 | 3,044 | 2,199 | 2,139 | 156 | 1,028 | 6,211 |
| | 比率 | 49.0 | 35.4 | 34.4 | 2.5 | 16.6 | 100( 78) |
| 55 | 実数 | 2,870 | 1,948 | 1,848 | 232 | 1,477 | 6,195 |
| | 比率 | 46.3 | 31.4 | 29.8 | 3.7 | 23.8 | 100( 78) |
| 60 | 実数 | 2,486 | 1,597 | 3,340 | 647 | 2,113 | 7,939 |
| | 比率 | 31.3 | 20.1 | 42.1 | 8.1 | 26.6 | 100(100) |
| 65 | 実数 | 2,228 | 1,129 | 2,743 | 1,093 | 2,613 | 7,584 |
| | 比率 | 29.4 | 14.9 | 36.2 | 14.4 | 34.4 | 100( 96) |
| 70 | 実数 | 2,027 | 996 | 2,266 | 1,455 | 2,907 | 7,206 |
| | 比率 | 28.2 | 13.8 | 31.4 | 20.2 | 40.4 | 100( 91) |

注　白糠町役場資料による。

**表―２　　産業別就業人口　（15歳以上）**

| 産業分類 | 就業者数（1970） | | | 従業地（1970） | | | | 就業人口総数 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 総数 | 男 | 女 | 釧路市 | 隣接町村 | 自町村 | 自宅 | 1955 | 1960 | 1965 |
| 総数 | 7,206 | 4,482 | 2,724 | 1,002 | 177 | 3,799 | 2,228 | 6,195 | 7,939 | 7,569 |
| 第１次産業 | 2,027 | 1,317 | 710 | 12 | 62 | 713 | 1,240 | 2,870 | 2,485 | 2,266 |
| 農業 | 996 | 490 | 506 | 3 | − | 14 | 979 | 1,948 | 1,597 | 1,133 |
| 林業 | 611 | 502 | 109 | 4 | 43 | 548 | 16 | 527 | 549 | 704 |
| 漁業 | 420 | 325 | 95 | 5 | 19 | 151 | 245 | 395 | 339 | 429 |
| 第２次産業 | 2,266 | 1,481 | 785 | 471 | 77 | 1,497 | 221 | 1,848 | 3,340 | 2,675 |
| 鉱業 | 35 | 33 | 2 | 15 | 5 | 13 | 2 | 1,280 | 1,775 | 695 |
| 建設業 | 776 | 655 | 121 | 92 | 59 | 570 | 55 | 336 | 918 | 960 |
| 製造業 | 1,455 | 793 | 662 | 364 | 13 | 914 | 164 | 232 | 647 | 1,020 |
| 第３次産業 | 2,907 | 1,679 | 1,228 | 519 | 38 | 1,589 | 767 | 1,477 | 2,114 | 2,628 |
| 卸小売業 | 1,052 | 458 | 594 | 216 | 10 | 341 | 485 | 490 | 740 | 937 |
| 金融保険業 | 108 | 39 | 69 | 30 | 1 | 66 | 11 | 14 | 40 | 79 |
| 不動産業 | 8 | 3 | 5 | 3 | − | − | 5 | | | |
| 運輸通信業 | 465 | 411 | 54 | 116 | 5 | 323 | 21 | 319 | 443 | 448 |
| 電気ガス水道業 | 21 | 16 | 5 | 4 | 1 | 16 | − | − | 13 | 23 |
| サービス業 | 1,051 | 603 | 448 | 141 | 18 | 651 | 241 | 476 | 749 | 964 |
| 公務 | 202 | 149 | 53 | 9 | 2 | 187 | 4 | 178 | 128 | 177 |
| 分類不能の産業 | 6 | 5 | 1 | − | 1 | 5 | − | 0 | 1 | 0 |

注　1970年国勢調査結果概数による。

表—3　町内の人口流動　（単位：%）

| | | 世帯数増減率 | | 人口増減率 | | 人口分布率 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 1960～65年 | 1965～70年 | 1960～65年 | 1965～70年 | 1960年 | 1965年 | 1970年 |
| 総数 | | 0.7 | △ 4.5 | △ 11.9 | △ 15.4 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 市街地区 | 白糠 | 19.1 | 16.9 | 7.1 | 5.8 | 38.4 | 46.7 | 58.4 |
| | 庶路 | △ 24.3 | △ 6.1 | △ 36.3 | △ 18.0 | 28.2 | 20.4 | 19.7 |
| 農村的地区 | 和天別 | △ 8.8 | △ 15.9 | △ 18.4 | △ 25.6 | 5.7 | 5.2 | 4.6 |
| | 茶路南部 | △ 23.4 | △ 12.2 | △ 29.1 | △ 20.6 | 6.2 | 5.0 | 4.7 |
| | 庶路中部 | 5.1 | △ 64.6 | △ 9.5 | △ 68.8 | 12.1 | 12.4 | 4.6 |
| 山村的地区 | 茶路北部 | △ 13.2 | △ 23.6 | △ 3.1 | △ 36.3 | 6.7 | 7.4 | 4.5 |
| | 上庶路 | △ 7.1 | △ 30.8 | △ 1.8 | △ 43.6 | 1.8 | 2.0 | 1.4 |
| | 滝の上 | 24.0 | △ 29.0 | △ 19.7 | 9.7 | 0.9 | 0.9 | 1.1 |

注　1　1各年の国勢調査による。
　　2　山村振興調査会「道東沿海山村のすがたと進路」（昭和46年度）による。

比べて第2次，第3次産業の占める地位が相対的に高く，釧路市経済圏との関連が物資流通，労働力流動の側面でもますます強くなっており，現に，町の開発計画（「第3次白糠町総合開発計画」）じたい「北海道第3期総合開発計画」を受けて釧路・白糠地区工業開発に重点を置いて進められようとしている。しかし，町内の産業構造，とくに産業別所得構造とその動向，これを反映した町の財政構造などからみて，町全体の産業発展を工業開発に委ねることができるような状況にはない。第1次産業のなかでも農業，漁業の位置づけ，方向づけがとくに重要となってきている。

## 第2節　農業構造の変化

白糠町の農業は第2次大戦後大きな転換をとげてきたが，その直接の契機となったのは，農地改革を前後する農民の土地闘争とそれによる土地所有の変化，軍馬需要から農耕馬需要への転換，さらに農業機械化にともなう農耕馬需要の著しい減退，山林労働をはじめとする兼業労働市場の変化，雑穀市場をはじめとする農産物市場の構造的変化などであった。これらの条件変化のなかで，まず，土地所有に関しては，民有牧野，軍馬補充部用地，国有林などの解放によって農家の所有地（共同所有牧野もふくめて）は拡大したが，このうち農用地は，表—4に示したように総体としての変化は少なく，むしろ，その中における牧野改良による山林，野草地の牧草畑化，普通畑の牧草畑化が急速に進行している。（表—5参照）しかし，1950年時点では1戸当たり耕地面積は約2.1ヘクタールにすぎず，専業酪農の土地基盤にはほど遠いものであった。ちなみに，このような耕地の零細性は釧路地域にほぼ共通しており，同時期における釧路地域（釧路市を含む）の1戸当たり平均耕地面積は2.2

表—4　農用地面積の推移　（単位：ha）

| | 耕地 | | | 自然牧草 | | | 合計 | 1戸当り耕地面積 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 普通畑 | 牧草畑 | 計 | 野草地 | 山林 | 計 | | |
| 1950 | 1,662 | 304 | 1,966 | 4,111 | 1,226 | 5,337 | 7,303 | 2.07 |
| 1960 | 1,617 | 1,156 | 2,773 | 2,433 | 1,925 | 4,358 | 7,131 | 3.75 |
| 1970 | 289 | 3,229 | 3,518 | 1,130 | 1,256 | 2,386 | 5,904 | 6.76 |

注　世界農林業センサスによる

表—5　主要作物作付面積　（単位：ha）

| | 1950 | 1960 | 1965 | 1971 |
|---|---|---|---|---|
| 大麦 | 80.9 | 26.1 | 64.0 | — |
| みん麦 | 192.7 | 232.9 | | 11.5 |
| とうもろこし | 163.5 | 111.8 | | 23.8 |
| そば | 100.0 | 27.5 | | — |
| ばれいしょ | 183.2 | 131.5 | 67.0 | 26.2 |
| だいず | 197.5 | 161.9 | 26.0 | 0.4 |
| あずき | 59.9 | 79.6 | 22.0 | 3.2 |
| いんげん豆 | 106.9 | 23.1 | — | 5.9 |
| あま | 58.7 | 23.1 | — | — |
| 牧草 | — | 750.2 | 1,085.0 | 2,525.0 |
| その他飼料作物 | — | 115.6 | — | 44 |
| 経営耕地 | 1,966.5 | 2,376.8 | 2,157.0 | 2,792.7 |

注　「世界農業センサス」による。但し71年は「北海道農業基本調査」による。

表—6　　経営耕地面積広狭別農家戸数

| 経営耕地面積広狭別(ha) | 1950 | | 1960 | | 1970 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 白糠町 | 釧路地域 | 白糠町 | 釧路地域 | 白糠町 | 釧路地域 |
| | 戸数(%) | 戸数(%) | 戸数(%) | 戸数(%) | 戸数(%) | 戸数(%) |
| ～1.0 | 385(40.5) | 3,592(43.8) | 146(19.8) | 1,632(23.6) | 53(10.1) | 561(12.9) |
| 1.0～1.5 | 98(10.3) | 561( 6.9) | 32( 4.3) | | 25( 4.9) | 139( 3.2) |
| 1.5～2.0 | 80( 8.4) | 502( 6.1) | 49( 6.6) | 1,131(16.3) | 18( 3.4) | 99( 2.3) |
| 2.0～3.0 | 123(12.9) | 997(12.2) | 118(15.9) | | 47( 8.9) | 197( 4.5) |
| 3.0～5.0 | 149(15.6) | 1,576(19.3) | 232(31.4) | 1,420(20.5) | 98(18.5) | 418( 9.6) |
| 5.0～10.0 | 101(10.5) | 902(11.0) | 160(21.6) | 2,397(34.6) | 213(40.2) | 1,034(23.6) |
| 10.0～15.0 | 5( 0.5) | 62( 0.7) | 3( 0.4) | 320( 4.5) | 56(10.6) | 756(17.3) |
| 15.0～20.0 | | | —( —) | 31( 0.4) | 9( 1.7) | 514(11.8) |
| 20.0～ | 5( 0.5) | —( —) | —( —) | 6( 0.1) | 9( 1.7) | 622(14.3) |
| 例外規定 | 8( 0.8) | 13( —) | —( —) | 4( 0) | —( —) | 21( 0.5) |
| 計 | 949(100.0) | 8,205(100.0) | 740(100.0) | 6,929(100.0) | 529(100.0) | 4.361(100.0) |

注　1　釧路地域のなかには釧路市をふくむ
　　2　「世界林業センサス」による

ヘクタールであった。また，山林，野草地の耕地化，さらに離農によってその後，1戸当たり耕地面積は漸次拡大するが酪農経営基盤としては依然として狭小である。この点をさらに経営耕地面積広狭別農家戸数の動きとしてみると表—6のごとくであって，白糠町では1950年には1ヘクタール未満の農家が全体の約4割を占め，5ヘクタール以上層は1割強にすぎなかった。1960年には3～5ヘクタール層が全体の約3割を占め5～10ヘクタールと合わせると5割強に達し，さらに1970年には5～10ヘクタール層が約4割，10～15ヘクタール層が約1割を占めるようになる（ちなみに釧路地域では20ヘクタール以上層が約15%を占める）。

他方，換金作物が急激に減少するなかで（表—5参照）農業収入は漸次畜産（とりわけ酪農）に依存するようになるが，牛馬飼育の動向は表—7にその概略を示したように，1950年前後の状況では，馬飼育の方がむしろ多く，乳牛飼育は一部の農家に限られていた。乳牛飼育

表—7　　牛・馬飼育状況

| | 牛 | | | 馬 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 飼育農家戸数 | 頭数 | 1戸当り頭数 | 飼育農家戸数 | 頭数 | 1戸当り頭数 |
| 1949 | 159 | 275 | 1.73 | 620 | 1,473 | 2.38 |
| 1951 | 251 | 417 | 1.66 | 965 | 1,485 | 1.54 |
| 1955 | 434 | 833 | 1.92 | 629 | 1,800 | 2.86 |
| 1958 | 562 | 1,577 | 2.81 | 597 | 1,456 | 2.44 |
| 1961 | 549 | 2,127 | 3.87 | 513 | 1,212 | 2.36 |
| 1965 | 459 | 2,957 | 6.44 | 431 | 651 | 1.51 |
| 1968 | 421 | 3,410 | 8.10 | 381 | 621 | 1.63 |
| 1970 | 417 | 4,531 | 10.87 | 333 | 430 | 1.29 |

注　白糠町産業課資料による。

表—8　　専・兼業別農家戸数

| | 総農家数 | 専業 | 兼業 | 1兼 | 2兼 | 恒常的職員 | 恒常的賃労働 | 出かせぎ | 人日夫雇 | 自営林業 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1950 | 949 | 72 | 877 | 472 | 405 | — | — | — | — | — | — |
| % | 100.0 | 7.6 | 92.4 | 49.7 | 42.7 | | | | | | |
| 1960 | 740 | 196 | 544 | 362 | 182 | 42 | 98 | 8 | 243 | 116 | 37 |
| % | 100.0 | 26.5 | 73.5 | 48.9 | 24.6 | | | | | | |
| 1965 | 654 | 142 | 512 | 306 | 206 | 67 | 47 | 79 | 256 | 5 | 58 |
| % | 100.0 | 21.7 | 78.3 | 46.8 | 31.5 | | | | | | |
| 1970 | 529 | 184 | 345 | 189 | 156 | 43 | 56 | 45 | 166 | 15 | 20 |
| % | 100.0 | 34.8 | 65.2 | 35.7 | 29.5 | | | | | | |

注　「世界農林業センサス」による。

が一般的になったのは1960年前後とみてよく，その後漸次酪農専業化の方向で進むことになるが，このことは労働力問題と深いかかわりをもっている。すなわち，酪農は穀菽農業に比べて年間恒常的に労働力を保有することが要請されるが，このことは家族労働力を兼業に出すことと競合することになる。表―8によって専兼別農家戸数の動向をみると，1950年で全農家の9割強が兼業農家であり，そのうち約半数は第2種兼業農家である。兼業の内容は統計的には明らかでないが山林労働（したがって冬期）が大半を占めており，1960年以降の「人夫日雇」の大部分がこれに該当する。この結果，専業農家は経営耕地面積5ヘクタール以上層の一部を占めるにすぎない。その後，専業農家比率は高くなり1970年現在では約35％に達している。これは，一方における酪農専業化の進展，他方における兼業機会（山林労働，炭鉱など）の減少によるけれども，兼業農家が大部分を占めるという農家階層構成は基本的に変わっていない。また，茶路，庶路，和天別の三地区について最近の動向をみると，酪農専業化と兼業化とが地域的・階層的に相互に分極化して進行しているのが特徴的である。しかし，一方，酪農専業化（多頭化）に際しても，それにともなう労働力需要を雇用労働力に依存することはきわめて困難

表―9　　酪農・兼農の状況

| | | 兼業農家率 (%) | 第2種兼業農家率 (%) | 酪農家比率 (%) | 1戸当り飼育頭数 頭 | 10頭以上飼育農家比率 (%) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 茶路 | 1965 | 76.7 | 38.0 | 62.3 | 5.7 | 1.0 |
| | 1970 | 62.7 | 32.6 | 71.6 | 11.6 | 38.5 |
| 庶路 | 1965 | 87.3 | 42.0 | 73.3 | 4.5 | 0.9 |
| | 1970 | 78.8 | 43.2 | 76.7 | 16.9 | 18.7 |
| 和天別 | 1965 | 73.1 | 9.4 | 91.8 | 6.5 | 0.6 |
| | 1970 | 55.8 | 10.9 | 92.5 | 12.3 | 42.0 |

注　白糠町経済部資料による。

であり，他方，兼業化についても雇用機会の拡大が製造業のある程度の伸展にもかかわらず，制約されている。

これらの条件は，一般に離農促進の要因となるのであるが，白糠町の場合には，表―10にかかげたような動きを示している。すなわち，近隣の町村ならびに釧路地域の農家戸数の動向と比べた場合，1950年から60年にかけては，離農率が比較的に高くなっているが，1960年から70年にかけては約29％であり，それじたいかなりの高率であるとはいえ，近隣地域に比べるとやや低くなっている。このことは酪農多頭化の進行が近隣市町村に比べてやや低いこと，逆に兼業農家率が相対的に高いことと関連を有している。同時に，このことは，白糠町における農民組合の運動方針，さらにそれらの影響下の農協，町の農業施策の内容などとも深いかかわりをもっている。

表―10　　総農家戸数の増減

| | | 総農家戸数 | 60＝100 |
|---|---|---|---|
| 釧路地域 | 1950 | 8,205 | 118.4 |
| | 60 | 6,929 | 100.0 |
| | 70 | 4,361 | 63.0 |
| 白糠 | 1950 | 949 | 127.9 |
| | 60 | 740 | 100.0 |
| | 70 | 529 | 71.5 |
| 浜中 | 1950 | 1,057 | 132.5 |
| | 60 | 798 | 100.0 |
| | 70 | 519 | 65.0 |
| 鶴居 | 1950 | 684 | 124.0 |
| | 60 | 550 | 100.0 |
| | 70 | 343 | 62.7 |

注　「世界農林業センサス」による。

以上，白糠町の農業は，限界地の低位生産地帯であると同時に零細農耕に立脚し，大半の農家が兼業に依存し，貧農として位置づけられる，という基本構造にたって展開した。このことは農民運動の階層的基盤をなし，その性格，運動を決定的に方向づけてきた，とみることができる。それと同時に，馬産・穀菽農業から酪農への転換をとげてきたわけであるが，他方，山林労働，炭鉱閉山，製造業の進出などの諸要因のもとで農業展開条件も強い影響を受け，さらに対米従属の「高度成長」のもとで展開されてきた「基本法農政」がこの地域の農業に対しても強い制約条件として作用し，それとの対抗関係のもとで農民組合を中心とする農民運動が独自の展開を示すことになる。

## 第2章　農民組合の成立・発展と土地問題

### 第1節　農民組合の結成と土地解放

白糠町における農民運動は，農地改革に先がけて，戦後間もなく活発に展開されるが，その発端に結びつく動

きは，ごく限られた範囲であったとはいえ，すでに戦前段階においてみられた。そのひとつは産青連を中心とする運動である。これは，運動の目的，その推進主体などからして産業組合青年連盟の流れをくみ，やがてその全道的な動きに合流してゆくが，組織としては1933年（昭和8年）8月に茶路産業青年連盟として発足したのがはじまりであり北海道産青連の結成より2年はやかった。これに参加した青年は，農民にかぎらず，市街地自営業者の子弟，産業組合職員などであり釧路支庁管内の産青連運動のなかでは比較的活発な方であった。また，これに結集した人数も数十人規模でそれほど多くはなく，活動内容も「無尽」をはじめとして親睦的色彩が強かったが，その中心幹部数名はいずれも戦後農民運動を推進する指導者となった。他方，小作農を中心とする活動としては，1938年(昭和13年)に小作連盟が結成され，小作料の金納化と適正化（引下げ）を要求し，北海道庁小作官が調査に入り村長の仲介で一定の成果を納めた（このときの小作料率は戦後農地改革における買収，売渡価格にも影響している）。

戦後，白糠町における農民運動は軍馬補充部用地解放闘争に端を発する。もともと軍馬補充部は敗戦と同時にその機能を失うわけであるが軍権，軍力支配は実質的に数ヵ月継続し，その間，補充部幹部への土地の優先的売渡しが企てられ「農興社」が設立された。他方，補充部用地は戦後緊急開拓用地に指定されて入殖者選定が準備されるが，これに対して地元農民が中心となって解放闘争が組まれることになる。この闘争の主眼は，(1)旧補充部幹部への優先的解放反対(2)アイヌ系日本人への優先的解放（「旧土人保護法」で認められた保有面積の確保)(3)旧軍馬補充部用員ならびに地元農民の入植優先(4)解放面積の拡張などであり，闘争は当初，地元農民の任意参加によって行なわれたが，やがて1946年(昭和21年)春に釧路農村建設連盟に呼応して結成された白糠町農村建設連盟（茶路地区農民はほとんど全員加入）がその組織的主体となった。この間「農興社」が解散し，要求事項がほぼ受入れられるなかで1,593町が解放され入植が開始される。他方，農建連は軍馬補充部解放闘争を中心に実質的には農民組合結成の準備に当たり，1946年10月，白糠町農民組合(委員長岩渕亨氏)が結成された。結成時の参加者は47名であった。その闘争の最重点課題はひきつづき土地解放ということに据えられたが，当時食糧事情が極度に逼迫していたなかで，農民組合が中心となって白糠町食糧対策委員会（労働者，一般住民を含む統一組織）が作られ，米作地帯との間で，木材や耕馬と米の現物交換を行なうという取り組みもあった。また，農民組合の組織拡大の重要な契機となり，現在にいたるまで引き続き重視して取り組まれているものとして，税金闘争をあげなければならない。もちろん，税金問題についての一般的取り組みは，戦後農民運動の新たな課題として北海道各地にみられたが，それらの大半が標準課税率の算定基準の決定の問題にしぼられ，しかもその取り組みが農民組織による請負的性格が強かったのに対し，白糠町農民組合は，自主申告の原則を守り，個々の営農実態を反映させ，しかも納税者として認められた権利を最大限追求した。この過程で農民組合はほとんど全農民的組織に拡張する。まず，庶路地区の農民の大半が税金闘争を継続的に取りくむなかで加入し，また，和天別地区では，これに先だって，入植後まもなく農民組合に加入していたので，農民組合結成の中核的勢力となった茶路地区とともに，全町的な全農民的組織としての態勢がほぼ整うことになる。これとは別に，和天別地区では，1947年に和天別開拓者連盟（この組織じたいは開拓農民の全道的組織）が結成されるが，和天別地区に入植した開拓農民は，農民組合とともに二重加盟し，農民組合に組織的影響は与えなかった。

このような組織的強化と併行して，農民組合の活動は，農民の日常的要求をとりあげて多面的に展開されるが，その中心課題はあくまでも農地改革に農民的要求を反映させることを主眼とした土地解放闘争にあった。しかも，このことは，この時期の北海道における農民運動がかならずしも組織的にとりくまれず，自然発生的な小グループ活動の域を出ていなかったことと対比して，その運動の水準，方向ないし方針，組織，活動の実態などにおいて一定の先進性をもっていたとみることができる。

白糠町における農地改革直前の土地所有状況は，総農地面積のうち自作地約46%，54%が小作地であったが小作地の大半は馬牧場であった。また，農地改革前後の自小作別農家戸数は表—11に示したごとくであって，総農家戸数が約4年間に185戸増加し，このなかで自作が417戸の増加をみた。この結果，自作は総農家の約87%に達し，他の市町村におけると同様に自作農創設の面で大き

**表—11　農地改革前後の自小作別農家戸数**

| | 自　作 | 自小作 | 小自作 | 小　作 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 改革前 (1945. 8. 1) | 191 | 74 | 35 | 210 | 510 |
| 改革後 (1949. 3.31) | 608 | 24 | 8 | 55 | 695 |
| 増　(減) | 417 | (50) | (27) | (155) | 185 |

注　白糠町農業委員会資料による。

な成果をあげた。この際の農地(畑地)の年次別解放面積は表—12(A)に示したとおりである。農地改革によって約一千ヘクタールの畑地が解放されたわけであるが，このうち約60%が不在地主の所有地であり，逆に売渡地主数では在村地主の方が若干上まわっている。また,買受け戸数は416戸で1戸当たり平均2.4ヘクタールの解放を受けたことになる。この場合,旧小作地売渡しは,他市町村における場合と同じように,小作農に対し,その小作地を自作化することをたてまえとして行なわれ，小作農民の意向を反映して大幅な再配分をとくに行なったわけではなかった。しかし,小作地として解放の対象となった土地のなかには明確な小作契約がとりかわされておらず，慣行的に農民が耕作しているものも少なくなかった。これらに対しては，可能なかぎり耕作農民の耕作権を擁護する方向で認定した。もちろん，これに対して地主の側から若干の異議申立があったが(農地に関しては52件)その件数は他市町村に比べてむしろ少ない方であり，その裁定にも公正ななかに耕作農民擁護の見地が貫かれていた。これは，当時の農地委員会が民主的な運営姿勢をとったことにもよるが，同時にこの農地委員会に対し，農民の要求を反映させるよう努力してきた農民組合の存在も軽視することができない。とくに，農地解放とともに進められた牧野解放闘争は，農民の土地要求を直接的に反映し，少なからぬ成果をあげることができた。

**表—12(A)　農地（畑）の年次別解放面積**

| 年次 | 解放農地（畑地面積） | 在村地主 | | 不在地主 | | 買い付け戸数 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 所有面積 | 地主数 | 所有面積 | 地主数 | |
| 1947 | 783.1 | 283.9 | 41 | 489.2 | 46 | 225 |
| 48 | 129.9 | 85.9 | 57 | 44.0 | 22 | 84 |
| 49 | 38.8 | 31.2 | 2 | 7.6 | 5 | 24 |
| 50 | 39.9 | 32.4 | 11 | 7.5 | 9 | 39 |
| 51 | 9.0 | 3.0 | 1 | 6.0 | 1 | 7 |
| 52 | 41.0 | − | − | 41.0 | 1 | 36 |
| 計 | 996.7 | 401.4 | 112 | 595.3 | 84 | 416 |

注　1　面積単位，ヘクタール
　　2　白糠町農業委員会資料による。

いうまでもなく，農地改革の不徹底性，反農民的性格の重要な側面のひとつは，山林を解放せず，大土地所有の基盤を温存したことにあった。とくに平坦水田地帯とは異なり畑作・酪農地帯では農用地拡大の要求が強く，このことが山林所有と対立することとなった。もちろん，林地という地目では解放できないわけであるが，牧野であれば可能であり，山林とみなすか牧野とみなすかについては農地委員会の裁量の余地があった。その意味で牧野解放は農民にとって土地闘争の重要な課題となった。

**表—12(B)　牧野の買収・売渡実績**

| | 買収面積 | | | 売渡 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 在村地主 | 不在地主 | 計 | 面積 | 売渡しをうけた戸数 |
| 1947 | — | 31.7 | 31.7 | 31.7 | 26 |
| 48 | 83.8 | 343.5 | 427.3 | 427.3 | 50 |
| 49 | 405.1 | 482.2 | 887.3 | 887.3 | 105 |
| 50 | 124.1 | 98.7 | 222.8 | 222.8 | 49 |
| 51 | 32.7 | 133.2 | 165.9 | 165.8 | 25 |
| 52 | 28.8 | — | 28.8 | 28.8 | 40 |
| 計 | 674.5 | 1,089.3 | 1,763.8 | 1,763.8 | 275 |

注　1　面積単位：ha
　　2　白糠町農業委員資料による

牧野解放にあたっては，その定義（とくに林地とのちがい）が争点の中心をなした。このことをめぐって耕作農民と地主との間に鋭い対立を生じたことも少なくはなかったが，農林省の定義も大勢としては牧野を拡張する方向で改められたため，農民の意向がある程度反映したとみることができる。しかし，反面，現地では林地と牧野の区別が依然として不明なままに放置されていた場合が少なくなく，農民が放牧などで実質的に利用していたにもかかわらず地主側の根強い抵抗に直面した場合もあった。白糠町における買収・売渡しの実績は表—12(B)に示したとおりであるが,このなかにも,牧野認定をめぐって地主側の異議申立や訴願も若干見られたが，農地委員会が農民の意向を尊重して地主側に対する説得につとめたため，他市町村にみられるような訴願や提訴までにはいたらなかった。

このように解放をうけた土地のうち，とくに民有牧野に関しては，極力，零細土地所有の農民に優先的に配分し，その残地を共同牧野として牧野生産農協が管理することとなった。このような畑地ならびに牧野の解放が酪農展開の基盤をなしたことは否定できないが，これらの解放農地は地域的には庶路地区に偏在していたこと（小作農場ならびに大土地所有が庶路地区に多かった),和天別地区では入植面積が当初から狭かったこと，茶路地区の農民の土地要求が強かったことなどから，農地解放は民有地の解放にとどまらず，主として国有地の解放に向けて，農民組合を中心とする運動・闘争がさらに強化されることになる。

これは和天別地区入植農民の附帯地拡大と茶路地区を中心とする国有林解放がたたかいの主要な内容をなすも

のであった。とくに国有林解放を要求することに関しては釧路地方農民組合の方針として釧路地方一円でくりひろげられた。まず，和天別地区の農用地拡大に関してみるならば，当初の開拓地は1戸平均5ヘクタールであって，農民の根強い要求行動にもかかわらず，この入植基準を拡大することはできなかった。しかし，5ヘクタールでは営農基盤としてきわめて狭小であったので，その後，道（釧路支庁）と交渉し，実質的に附帯地を拡大すべく1戸おきに5ヘクタールを配分しこれを2戸で分割利用する（したがって1戸当たり2.5ヘクタール）という方式がとられた（追加配分地が自己の所有地と地続きでない場合には配分をうけられない農家もあった）。この結果，大半の農家は7.5ヘクタールを実質的に確保することができた。この間，農民組合と開拓者連盟（和天別の開拓農民は二重加入）の共同闘争が続けられたが，この態勢はさらに国有林の牧野解放をめぐって一段と強化された。

まず，和天別入植地域の開拓農民に対する薪炭備林の配分は1戸当たり平均20ヘクタールに達した。この追加配分地が開拓農民の開墾期の現金収入源として，さらにその後の酪農展開の基盤としてきわめて重要な役割を果たしてきたことはいうまでもない。さらに，その後の牧野解放の経過は表—13に示したとおりである。買収の時期は1948年から52年までの約4年間に及び，この間約2,726ヘクタールの牧野が買収されたが，そのうち2,214ヘクタールは国有林であり，さらにそのうち1,592ヘクタールは旧軍馬補充部用地であった。これらの国有林買収には一貫して農民組合がその指導的役割を果たしてきた。その解放理由として，酪農経営展開の基盤としての土地要求を基本に据えてきたことはいうまでもないが，同時に，民有地に関してはすでに放牧(主として馬)利用の実績があること，国有林に関しては，国有林に隣接した部落農民が森林管理を国から委任され「森林防火保護組合」を作ってこれに当たっていたこと，したがってこれを根拠に事実上の入会権を主張しえたことが有力な件条となったことは無視しえない。このようにして買収した牧野は，表—13に明らかなように，いずれも部落の牧野生産農業協同組合（農協法による非出資の農業協同組合）ないし総合農協の協同管理に委ねられ，放牧，立木伐採などによって共同利用に供されている。このような農民の土地獲得要求に真正面からとりくんだ農民運動はその後も継続されるが，さらにこの地域の土地問題は，従来にも増していっそう複雑化し，それに対応した多様な土地闘争を展開することとなる。

**表—13　　牧野解放の経過**

| 所有者 | 買収年月日<br>登記年月日 | 旧所有者 | 面積<br>(ha) |
|---|---|---|---|
| 庶路農協 | 23.10.2<br>25..8 17 | 町内個人 | 87.4 |
| 〃 | 23.12.2<br>25.5.16 | 〃 | 138.7 |
| 〃 | 24.7.2<br>28.6.17 | 〃 | 98.5 |
| 〃 | 25.7.2<br>26.5.30 | 〃 | 20.0 |
| 〃 | 25.12.2<br>31.4.10 | 町外会社 | 41.0 |
| 〃 | 26.7.1<br>27.6.20 | 〃 | 123.5 |
| 中茶路牧野生産農協 | 24.10.2<br>29.8.4 | 大蔵省 | 458.0 |
| 茶路　〃 | 24.10.2<br>29.8.4 | 〃 | 503.3 |
| 戻辺牧野生産農協 | 24.10.2<br>29.8.4 | 〃 | 365.1 |
| 和天別主畜農協 | 24.10.2<br>29.8.4 | 〃 | 266.1 |
| 縫別牧野生産農協 | 27.7.1<br>29.8.4 | 農林省 | 525.8 |
| 中茶路牧野生産農協 | 27.7.1<br>29.8.4 | 〃 | 96.3 |

注　1　年は昭和年代
　　2　自糠町農業委員会資料により作成

## 第2節　国鉄線用地買収と土地問題の展開

農地改革によって土地を持つにいたった農民の営農努力は，連続した冷害・凶作のなかで十分に結実せず，白糠町に於ける農家経済も，酪農への転換資金が固定化し，1958年には，系統負債1億7,848万円，系統外負債889万円と総額1億8,700万円にも達し，1戸当り平均28万円と，同年の農業粗収入1億8,400万円とほぼ同額となっていた。耕地面積は表—14にみるように，1958年段階において3ヘクタールに満たず，生活は造材作業など農外収入に依存していた。第2種兼業を除いた654戸の専業及び第1種兼業農家は，牛乳代金が農畜産物販売額の44

**表—14　　耕地面積の推移**

| | 総耕地面積 | 総戸数 | 1戸当り面積 |
|---|---|---|---|
| 1950 | 1,966ha | 941戸 | 2.09ha |
| 52 | 2,049 | 846 | 2.42 |
| 55 | 2,232 | 824 | 2.71 |
| 58 | 2,342 | 785 | 2.98 |
| 60 | 2,376 | 740 | 3.21 |
| 62 | 2,096 | 687 | 3.04 |
| 64 | 2,157 | 654 | 3.30 |

注　北海道農業基本調査

表—15　生産物生産額　1958年　（単位千円）

| | 販売額 | 家計仕向 | 経営仕向 |
|---|---|---|---|
| 雑穀・麦 | 22,225 | 12,472 | 13,112 |
| 馬令薯 | 2,500 | 5,100 | 9,550 |
| 甜菜 | 17,640 | — | — |
| 亜麻 | 4,620 | — | — |
| ソ菜 | 3,000 | 11,950 | — |
| 牧草クロバーなど | — | — | 39,720 |
| 農産物計 | 49,985 | 29,522 | 62,382 |
| （1戸当り） | (76) | (45) | (95) |
| 馬（2歳） | 11,275 | — | 1,865 |
| 牝牛 | 7,600 | — | 7,400 |
| 牛乳 | 64,059 | 2,026 | 1,422 |
| 卵 | 6,738 | 3,335 | 25 |
| 廃牛馬技肉 | 3,669 | 348 | — |
| その他 | 3,872 | 2,045 | 1,360 |
| 畜産物計 | 97,213 | 7,754 | 12,072 |
| （1戸当り） | (149) | (12) | (18) |
| 総額 | 147,198 | 37,276 | 77,454 |
| （1戸当り） | (225) | (57) | (118) |

表—16　1958年地域別農用地面積（1戸当り）

| 地域別 | 白糠 | 茶路地域 | 庶路地域 | 和天別地域 |
|---|---|---|---|---|
| 農家戸数 | 654戸 | 283戸 | 162戸 | 209戸 |
| | ha | ha | ha | ha |
| 農耕地 | 2,421( 3.7) | 1,235( 4.3) | 352( 2.2) | 834( 4.0) |
| 採草放牧地 | 7,089(10.8) | 2,280( 8.1) | 2,145(13.2) | 2,664(12.7) |
| 計 | 9,510(14.5) | 3,515(12.4) | 2,497(15.4) | 3,498(16.7) |

注　1960年白糠町総合振興計画書より算出

%を占め，すでに酪農が柱となっていた。しかし，農地改革によって得た農用地も，その26.5%1戸当たり3.7ヘクタールしか耕地化されれいず，耕地の零細性と負債の累積は，酪農業の停滞の主要な原因となっていた。

三菱系雄別炭鉱，明治炭鉱等が大きな影響力をもつ白糠町は，農業の停滞とあいまって，石炭産業の再編・合理化のための炭鉱の再開発に力を注いだ。上茶路の鉱脈発見により，雄別炭鉱への鉄道敷設が計画され，炭鉱資本，道，町が一体となって運動し，1957年3月には，白糠線が緊急着工線として決定された。白糠農民組合は，国鉄線敷設に対する住民の期待や利益の点から，鉄道建設に賛成しつつも，翌4月，定期大会において討論を起こし，次のような意思の統一をおこなった。「白糠線設定は大資本家の意図する処であることを見逃してはならない」として「白糠線実現に伴う大資本の進出に対し，土地問題等の重要性は営農破壊を招くことも予想されるので，農民組合に特別委員会を設置し，」綿密な事実調査を先行させることであった。7月には，農業委員会，農協理事会，町議会，農民組合による，白糠線土地接収対策特別委員会を結成し，町ぐるみの調査活動をおこなわしめた。農民組合は線路は放置しておいても炭鉱資本によって設置されるとして，町自体としての陳情行為を批判しつつ，国鉄の予定路線図に対抗できる「希望路線」を農民みずからの測定によって作り上げた。町及び町議会は，国鉄に「用地の問題は町が責任をもって解決する」と報告し，明けて1958年5月，農民組合，土地関係者の知らぬうちに工事着手が早められ，茶路沢の一等耕地を横切る路線のまま，本杭打ち，農民への起工承諾書の提出等の一方的要請がなされ，6月には国鉄作業班が機械車両とともに致着した。農民にとって基本的で不可決な農地が，農民の意向を無視し，三菱独占体の意のままに，しかも，買収価格すら明確にされないうちに，国鉄用地として買収されようとする事態を前に，農民組合は「農民の基本的人権を守るたたかい」として位置づけて取り組んだ。茶路地区は，表—16に示すように，1

表—17　産業別就業人口および生産額（1958年）

| | 就業人口（%） | 粗生産額（千円） |
|---|---|---|
| 農業 | 2,279(29.7) | 184,524 |
| 林業 | 441( 5.7) | 320,764 |
| 水産業 | 466( 6.1) | 85,264 |
| 鉱業 | 1,254(16.3) | 1,096,228 |
| 建設業 | 691( 9.0) | 146,948 |
| 製造業 | 346( 4.5) | 384,613 |
| 第3次産業 | 2,201(28.7) | 759,785 |

注　第3次産業は所得額

表—18　炭鉱就労者数（1958年）

| 事業所名 | 従業員数 |
|---|---|
| 明治鉱業庶路鉱 | 685 |
| 新白糠炭鉱 | 285 |
| 神之沢炭鉱 | 34 |
| 松之沢炭鉱 | 65 |
| 加利庶路鉱 | 61 |
| 東亜炭鉱 | 40 |
| 茶路白糠炭鉱 | 48 |
| 西白糠炭鉱 | 36 |
| 計 | 1,254 |

注　1958年白糠町産業計画書

**表—19　茶路地区農用地拡大整備計画面積増減**

| | 耕地面積 減(－) 増(＋) 計 ha | 採草放牧地面積 減(－) 増(＋) 計 ha | 農用地面積 ha |
|---|---|---|---|
| 1958 | 1,235 | 2,280 | 3,515 |
| 1959 | 鉄道用地－40 土地改良＋40 1,235 | 鉄道用地－20 2,260 | 3,495 |
| 1960 | 鉄道用地－24 土地改良＋40 1,251 | 鉄道用地－12 2,248 | 3,499 |

注　1958年白糠町「農用地維持拡大整備計画」より

戸当たりの農用地が12.4ヘクタールと最も狭く，しかも最も耕地化の進んだ地区であり，表—19のようにこの平坦耕地部分が町の計画からしても96ヘクタール失なわれることが明らかであった。また，第一期工事の具体的地区となった下茶路地区は，農地改革のおり，軍馬補充部・国有林解放に先進的役割を果たし，農地に対する愛着と強固に結集した農民組合をもつ地域であった。農民組合は下茶路地区を中心とした関係者農民大会を幾度か開き，意志の統一をはかるとともに，部落学習会をどによって認識を深めた。その結果，土地接収対象者のうち，商店主や木工場主など5名を除いた76名が町への起行承諾書の提出を拒否し，農民組合へ委任した。農民組合は，買収標準価格の明示，雄別鉱のあるシコウトナイで打ち切らずさらに奥地までの路線の測量実施，など12項目を要求した。これに対して，町は，農民組合との関係を断ち，交渉相手とせずとした。その理由とするところは「農民組合は常に理論と階級意識的闘争にのみ偏し，臨機即応の精神と気構えがないため，大事業の目的を重視せず，町の浮沈を決する緊急の場合に際しても幾段階の会議を重ぬて理論にのみ拘泥し，しかもその表決については，記名投票により決するが如き極めて非民主的なる手段をとり」「大業遂行に農民組合との提携は支障を来す」というものであり，この内容の町長署名のビラが全戸に配られた。町，国鉄，炭鉱，道の一丸となった大量宣伝，個々農家への働きかけに対しても，下茶路地区の農民組合は団結をいっそう強化してたたかいぬいた。このなかで組織的な学習を保障できなかった下茶路地区外の農民のなかに「奥地農民のために妥協すべき」とする意見がつくりだされた。農民組合は，鉄道用地問題を全農民の問題として位置づけることを重視して，従来の基本方針に立ちつつも，8月標準価格が示されたことを契機に条件闘争切り換えて奥地農民の要求を積極的に受け入れ，農民組合の団結の強化をはかった。農民組合は，地区別懇談会を精力的にもち，国鉄線問題を土地問題として全農民の認識を深める一方，各地域での堤防用地問題，開拓離農跡地問題など土地問題を積極的に取り上げ，農民組合への結集を回復した。町，議会と農民組合との話し合いを再開し，町ぐるみの「白糠線保護対策委員会」を8月末に統一してつくり上げた。この力を背景として，自らの現地調査をもとに一筆ごとの反収と等級格付，価格が算定された。建造物，庭木等の移転費用をはじめ，踏切りの設置，税金対策上の操作など農民の要求を実現するとともに，国鉄としては前例のない単価で購入させることに成功した。さらに，この成果と経験を基礎に，分断された第二工区の交渉に早急に取り組み，牧草畑の地価を乳量換算による評価をおこなわせ，あるいは，酪農施設のセット性を認めさせることによって，一部施設が鉄道用地にかかっても，ワンセットの移転をおこなわせるなど，鉄道設置による営農への障害が最少限におさえられる保障闘争が組まれた。しかし，最大の問題は表20の示す通り，売渡面積の7割強が牧草畑であり，　1戸平均4.4ヘクタール中0.3ヘクタールが売却され，土地の狭隘性がいっそう顕著となることであった。

**表—20　相互・縫別間鉄道用地売渡面積**（10$a$＝反）

| 売渡対象農家 | 鉄道用地売渡面積 総面積 | うち畑 | 売渡後の経営概況 経営面積 | うち畑 | 牛 | 馬 | 稼動人員 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 48　戸 | 203.7 | 147.0 | 4,508 | 2,126 | 204 | 100 | 164 |
| 1戸当り | 4.2 | 3.1 | 93.9 | 44.3 | 4.3 | 2.1 | 3.4 |

注　白糠農民組合，代替地希望調書より

農民組合は町有地の解放による共同牧野の建設をその解決のひとつに設定し，特に従来から問題となっていた大苗牧野の実現に力を注いだ。大苗牧野は1906年（明治39年）以来，相互・大苗・御札部3部落による牧野組合が使用，管理してきたが，戦争協力の名のもとに町役場によって鉄線柵を取外され，使用不能となった。戦後も資材不足のため，部分使用しかできず，農地改革においては町有地・学校営繕林として，農民に解放されないまま植林がなされていた。農民は「せまい耕地に，鉄道建設等，農耕地の中心部を通過するに当たり，多大なる耕地の不足をきたすので，牧野・耕地，しいては日常の生活にまで圧力を加えられるならば，営農はおろか，生活にまで不安を感じざるをえない」として，町議会に陳情書を提出し，長期のねばり強い解放運動を起こした。町は1962年「本牧野を取得した経過からみて，早急に現状及び将来に対応した施設の完備をなすべきである」と決定し，町費による鉄線柵，馬道，水呑場などの3ヶ年計画による草地改良（初年度15ha）の実施が決定された。この成果は，さらに松川，滝の上等の町有地の共同牧野建

設へと発展した。

農民組合は1958年の北海道庁土木現業所への河川堤防内敷地使用許可申請更新と同時に，使用料金の値上げが行なわれることを知って，「農民が使う限り，農地であるので，農地法に基く小作賃貸料設定基準に準拠すること，更に用途別査定段階に当たっては，町農業委員会に諮問すること」を道に申し入れた。しかし，釧路土木現業所は，一方的に料金設定を行ない，申し入れを拒否してきた。ただちに農民組合は，茶路，庶路両河川堤防使用者200余名の申入書をもって，知事との交渉を準備した。採草地として使用している土地に対し，畑7級をあてはめ，白糠農業委員会の採草地使用料査定額と大幅な差額を生ずる点を農業委員会とともに図面を作成し，道を説得し，白糠の図面に基づく申請書を認めさせた。その結果，年間37万円余の経費節減を実現させた。

この成果を基礎に，「安保条約改定問題」等を含む長期方針を討議した執行委員会において，農用地の維持拡大対策運動を重要な柱に位置づけた。「本町の農用地は，白糠線の着工を契機に……他への転用はいちじるしい。ただでさえ狭く農耕地面積も少ない零細農のひしめきあっている本町農業の実態からは，一層農用地維持拡大には常に深い関心がもたれなければならない」と現状を規定した。「農用地の耕作利用には少なくとも，生産の基盤を土地に求め，生活を営む農民こそが，絶対の権利を有するものと考えたい。従って，国有，道有，町有等の存在する巨大な所有地も当然，今後その地域に住む住民，農民の生活と生産に密着した中で農用地として耕作利用が出来るよう，より一層の運動を展開せねばならない」と長期的展望を示した。当面，国公有地の牧野・採草地干放及び利用権設定のための基礎調査活動とともに，築堤内旧敷使用料値下げの闘争の成果を継続させ，茶路川，庶路川堤防内用地の解放を「道」を相手として展開すると位置づけた。この堤防内用地は，河川が木材業者によって荒らされ築堤を設ける時，農民が公権力に一方的に協力を強いられ，その結果，築堤内の自らの旧所有地に使用料を払うという二重の負担をなしてきたものであった。農民組合は河川法を調べ，「河川敷地の公用を廃したるとき……所有権を認めたる証跡あるときはその私人に下付すべし」の条項等の抜すい集で関係農民の学習を組織し，道との交渉をおこなった。1961年には，茶路川河口11.5キロ地点までの築堤改修完了地区が解放され，畑16.5ヘクタール，採草放牧地26.8ヘクタールが農民のものとなった。さらに次年度には，畑24.8ヘクタール，採草放牧地36.2ヘクタールと改修完備にともなって，引きつづいて解放された。

**表—21　第一次茶路川堤防内側使用面積（アール）**

| 戸　数 | 総農用地 | うち 畑 | うち採草放牧地 |
|---|---|---|---|
| 32　戸 | 4,330 | 1,651 | 2,679 |
| 1戸当り | 135.3 | 51.5 | 83.7 |

注「農民組合執行委員資料・使用者一らん」による

**表—22　農畜林産物販売額**（和天別1958）

| 作物名 | 金額千円（%） | 1戸当り（円） |
|---|---|---|
| 麦・雑穀・豆類 | 188( 0.5) | — |
| 馬令薯 | 729( 1.9) | — |
| 工芸作物 | 3,712(10.0) | 19,400 |
| 蔬菜 | 142( 0.4) | — |
| 牛乳 | 18,890(50.3) | 98,900 |
| 卵 | 565( 1.5) | — |
| 家畜 | 7,375(19.6) | 38,600 |
| 木炭 | 4,060(10.8) | 21,200 |
| 薪 | 690( 1.8) | — |
| その他 | 1,192( 3.2) | — |
| 合計 | 37,588(100.0) | 196,700 |

注　白糠町営農指導員駐在所調べ
「白糠地区開招者の経営実態について」

**表—23　農外収入状況**（和天別）

| 収入源 | 総金額 | 戸数 | 1戸当 |
|---|---|---|---|
| 補助金 | 1,925,441 | 73 | 26,370 |
| 山林・土木等出稼 | 7,521,344 | 114 | 65,970 |
| その他 | 3,321,194 | 60 | 55,350 |
| 計 | 12,767,979 | — | — |

注　1958年，白糠町営農指導員駐在所調べ　単位:円

茶路，庶路両河川地区ともに，農民組合は戦後の開拓地である和天別地区の土地問題も積極的に取り上げた。苛酷な自然条件，稀弱な社会経済条件のもとでの限界地での開拓農業は，なんらかの土地改良をともなう農地開発造成事業を必要とした。和天別地区にあっても，生乳が農産物販売収入の5割と酪農経営が主柱であったが，表24の示すように，家計費に占める農業収入の割合が5割を越えるものは42%であった。その生活の基盤を農外収入に依存せざるをえず，基幹労働力が流出しているため，地力整備に力を注ぐことも，またそのための資金も欠乏していた。農民組合は和天別地区の土地改良闘争に取りくんだが，とくに遅れて最悪の湿地帯に入植した旧満州開拓移民団が形成した大秋部落の湿原干拓を問題とした。農民組合による部落懇談会のなかで，集団離農にすら追いこまれている経営実態が明かにされ，干拓の要請

表—24　　年間家計費に占める農業収入の割合（1958年，和天別）

| 依存率 | 0 % | 1～10% | 11～30% | 31～50% | 51～70% | 71～99% | 100 % | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 戸数 | 49 | 70 | 30 | 28 | 34 | 27 | 16 | 191 |
| 割合（%） | 25 | 4 | 15 | 14 | 18 | 14 | 10 | 100% |

注　白糠営農指導員駐在所調べ

内容が明確にされた。釧路開発建設部の改良予定検討地にすら入っていないことが，農民組合の調査で明らかにされた。鉄道問題など，道レベルでの交渉のたびに，大秋干拓工事を議題として迫り，釧路開発建設部を動かし，1958年3月総工事費28,754,000円，3ヶ年計画で国費干拓工事の着工が決定された。この大秋幹線排水 4,500メートルの工事と同時に，全域の草地改良事業がおこなわれ，総額6,000万円をこす国費が投入された。この幹線排水が機能することによって，広範な地域の土地整備を可能とした。また，開拓跡地処理が1960年から取扱われたが，農民組合は徹底した民主的手続きを要求し，現地調査関係者の公聴会等を重ね，個々の農家経営の実態と地域の実状に合わせて，再配分がおこなわれた。

大秋干拓事業が一段落した1961年，農業基本法の成立と前後して，町及び一部上層農のなかに，和天別地区を農業構造「改善」事業の指定地区として受け入れる動きが起った。農民組合は，農業委員や町議に働きかけ，機敏に，町・農協・農民組合の主催で，農業構造「改善」事業の学習会を開いた。集った酪農民や関係者の前で，農民切りすての本質が明らかとなり，ついに，農協理事会，農業委員会で反対決議をするまでに到り，町は事業実施を延期せざるをえなくなった。これを阻止した力は，事実を関係者全員の前で明らかにし，たえず全体の合意を取りつつ運動を進めていくといった民主主義的経験を蓄積していただけではなく，個々の経営を基本とし，特に極めて特殊的，個別的に現われる土地問題を，そのものとして具体的に取上げつつも，同時に全農民の問題として位置づけ，その解決の方策を全体として明らかにするなかで育てていった運動のなかに見出すことができる。この農民の知恵と要求を生かし，個々の経営分析のつみ上げを基礎にして，農民組合の指導性のともに創られた地域農業政策は，離農者をださず，農民が団結して解決しようとする農民組合の目標を示し，これと真向から対立する「構造改善事業」導入を阻止する大きな力となった。

(1)　農業構造改善事業は，全国的には1961年以降，また北海道では1962年以降，全市町村を対象に推進され，北海道でもすでに1965年までに67市町村が実施地域に指定（1962年10，63年12，64年20，65年25）を受けて，事業が実施されている。この計画を推進する過程で，明確に構造改善業事反対の運動を行なった市町村は，北海道ではほとんど見当らなかった。

## 第3章　酪農業の展開と乳価問題

### 第1節　農業構造の変化と乳価問題

白糠町の農業が第2次世界大戦後，馬産・穀菽農業から酪農への転換を方向づけられてきたことについては，すでにのべたとおりであるが，このような酪農への転換は，もちろん白糠町ならびにその近隣町村に特有の現象ではない。戦後，いわゆる有畜農家創設を基調とする酪農政策が全国的に推進され，北海道ではとくに重点的に施行されたのであった。この場合，たとえ，政策の基調ならびにその具体的実施方法がかなり画一的であったとしても，その実現過程は，これを受け入れる地域農業の実態，その展開条件によって異り，また，その過程で生ずる種々の酪農問題（酪農にかかわる農業・農民問題の意）およびそれらをめぐる対抗関係や矛盾も地域によって異なることになる。

わが国における酪農の展開は，米を中心とする在来農業に対する新しい農業生産としてはじめられたのであるが，第2次大戦前の状況でいえば，府県では都市搾乳専業経営（土地に立脚せず農民的酪農とはいえない）が圧倒的比率をしめ，それらに対する仔牛の供給基盤としてその周辺の農民による牛飼育が分散的にみられるにすぎなかった。北海道においてもこのような都市搾乳専業経営はかなり存在していたが，これと併行して拓殖計画による乳牛導入によって農民的酪農は，根室，釧路，宗谷地域などである程度の展開をみた。その意味ですでに戦前において府県酪農とやや発展段階を異にしていたのであるが，戦時中の作付統制，基幹労働力の兵力動員などによって壊滅状態におちいり，戦後，事実上新たに導入がはかられたといってもよい状況であった。その意味で，府

表—25　　牛飼育頭数別農家数（北海道）

| | 1952年 | | 1955年 | | 1956年 | | 1958年 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 戸数 | % | 戸数 | % | 戸数 | % | 戸数 | % |
| 総数 | 30,939 | 100.0 | 14,070 | 100.0 | 45,030 | 100.0 | 54,903 | 100.0 |
| 1頭 | 14,415 | 46.6 | 16,945 | 42.2 | 19,018 | 42.2 | 18,524 | 33.7 |
| 2 | | | 10,259 | 25.6 | 11,310 | 25.1 | 13,754 | 25.1 |
| 3 ～ 4 | 16,352 | 52.9 | 8,786 | 21.9 | 9,876 | 21.9 | 14,364 | 26.1 |
| 5 ～ 7 | | | 8,237 | 8.1 | 3,764 | 8.4 | 7,713 | 14.0 |
| 8 ～ 10 | | | 586 | 1.5 | 752 | 1.7 | | |
| 11 ～ 20 | 156 | 0.5 | 233 | 0.6 | 278 | 0.6 | 509 | 1.0 |
| 21 ～ 50 | 12 | 0.0 | 21 | 0.1 | 28 | 0.1 | 39 | 0.1 |
| 51 ～ | 4 | 0.0 | 3 | 0.0 | 4 | 0.0 | | |

注　各年次北海道農業基年調査による

県と酪農展開条件において具体的なちがいをもっていたとはいえ，基本的には，1950年以後展開される有畜農家創設政策の下で酪農経営創設の方向で進行したのである。このことは，表—25にも示されているところであって，導入当初は1～2頭飼育農家が大半を占め，しかも飼育戸数が拡大する方向で進行した。もちろん，等しく有畜農家創設といっても北海道の場合は府県に対比してその進展の度合がややはやいけれども，酪農展開を裏づける条件はきわめて不十分であり，それらを中心にして酪農民の諸要求がしだいに深刻化してきた。主な内容としては，経営土地の拡大と草地造成などの土地基盤整備，乳牛導入・施設拡充資金，新しい酪農経営・飼育管理技術の修得，さらには当時依然として大きかった乳価地域格差の是正，さらにその水準の大幅な引上げなどであった。しかし，これらの酪農問題に対して農協をはじめとする農業団体ならびに農民組織が積極的に対処することはきわめて困難な状況にあった。それは，酪農業の地位がまだこの時点においては，個々の農家経営のなかにあっても，また地域農業のなかにおいても副次的であり，酪農問題を農業問題の主要課題としてとり上げるほどの地位になかったことに基本的な原因が求められる。ちなみに，農協についても，十勝，網走では，牛乳販売が農産物総販売額の15%程度を占めるにすぎず，また釧路，根室などでは70%強に達していたにもかかわらず，大半の農協の経営的基盤がきわめて劣弱であるため牛乳共販をはじめ酪農問題に独自に取りくむことはきわめて困難であった。農民運動についても酪農問題がその中心課題のひとつとして位置づけられる状況にはかならずしもなかった。この時期における白糠町の酪農生産構造もほとんど全道の動向と共通しており，小規模乳牛飼育農家が大多数を占めている。ちなみに表—26によると，乳牛飼育農家戸数558戸のうち1～2頭飼育農家は50%強に達し4頭未満では80%をこえる。逆に5頭以上飼育農家は15%弱にすぎない。この時期の酪農経営の生産力水準，経済力水準に照らして，白糠町の酪農生産構造についても，副業的酪農経営と複合的酪農経営の併存構造を

表—26　　経営耕地面積広狭別・牛乳飼育頭数規模別農家戸数（1958年）

| 総営耕地面積（ha） | 総戸数 | 総頭数 | 1頭 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6～8頭 | | 8～10頭 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | 戸数 | 頭数 | 戸数 | 頭数 |
| 総数 | 558 | 1,577 | 135 | 143 | 107 | 96 | 44 | 33 | 213 | 4 | 38 |
| ～1 ha | 32 | 55 | 22 | 4 | 1 | 3 | 2 | — | — | — | — |
| 1 ～ 2 | 64 | 130 | 27 | 21 | 8 | 6 | 1 | 1 | 8 | — | — |
| 2 ～ 3 | 123 | 298 | 38 | 34 | 25 | 15 | 10 | 1 | 7 | — | — |
| 3 ～ 5 | 206 | 595 | 34 | 66 | 40 | 39 | 14 | 13 | 83 | — | — |
| 5 ～7.5 | 116 | 424 | 13 | 17 | 30 | 27 | 11 | 15 | 95 | 3 | 29 |
| 7.5～10 | 16 | 70 | 1 | 1 | 3 | 6 | 1 | 3 | 20 | 1 | 9 |
| 10 ～ 15 | 1 | 5 | — | — | — | — | 5 | — | — | — | — |

注　白糠町農協資料による。

表- 27　　集乳所石数規模別差１等乳価の推移（脂肪率3.2%，１升（1.875kg）当り円）

| 改正年月日＼石数規模別 | 主管工場 | 中間工場 7石以上 | 5～7石 | 3～5石 | 3石未満 |
|---|---|---|---|---|---|
| 昭和25. 6. 1 | 32.00 | 31.00 | 32.00 | 32.00 | 32.00 |
| 11. 21 | 35.00 | 33.50 | 32.00 | 32.00 | 32.00 |
| 26. 3. 1 | 38.50 | 37.00 | 36.50 | 35.00 | 34.00 |
| 6. 21 | 36.48 | 35.20 | 34.56 | 33.60 | 32.00 |
| 11. 21 | 41.89 | 40.39 | 39.89 | 39.89 | 37.89 |
| 27. 5. 21 | 38.08 | 36.96 | 36.00 | 35.04 | 33.92 |
| 7. 21 | 36.80 | 35.84 | 34.72 | 33.76 | 32.80 |
| 11. 21 | 37.32 | 36.36 | 35.24 | 34.28 | 33.32 |
| 28. 6. 1 | 38.24 | 37.28 | 36.32 | 35.36 | 34.24 |
| 9. 21 | 43.36 | 42.24 | 40.32 | 39.36 | 37.28 |
| 12. 1 | 45.36 | 44.24 | 42.82 | 41.36 | 39.28 |
| 29. 2. 1 | 52.08 | 50.96 | 49.04 | 48.08 | 46.96 |
| 2. 21 | 54.08 | 52.96 | 51.04 | 50.08 | 48.96 |
| 7. 21 | 44.08 | 43.04 | 40.96 | 40.00 | 39.04 |
| 8. 21 | 40.48 | 39.52 | 37.44 | 36.48 | 35.52 |
| 30. 3. 1 | 36.04 | 35.08 | 33.00 | 32.04 | 31.08 |
| 7. 1 | 37.96 | 37.00 | 35.08 | 33.96 | 33.00 |
| 8. 1 | 38.96 | 38.00 | 36.08 | 34.96 | 34.00 |
| 10. 21 | 37.96 | 37.00 | 35.08 | 33.96 | 33.00 |
| 31. 2. 21 | 39.04 | 38.08 | 36.00 | 35.04 | 33.92 |
| 5. 1 | 39.04 | 38.08 | 36.00 | 35.04 | 33.92 |
| 32. 5. 21 | 39.04 | 38.08 | 36.00 | 35.04 | 33.92 |
| 8. 21 | 39.04 | 38.08 | 36.00 | 35.04 | 33.92 |
| 9. 1 | 39.04 | 38.08 | 36.00 | 35.04 | 33.92 |
| 12. 21 | 40.00 | 39.00 | 36.99 | 36.00 | 35.00 |
| 33. 5. 1 | 36.00 | 35.00 | 33.00 | 32.00 | 31.00 |
| 34. 3. 21 | 38.00 | 37.00 | 35.00 | 34.00 | 33.00 |
| 35. 3. 21 | 40.00 | 39.00 | 37.00 | 36.00 | 35.00 |
| 6. 21 | 41.00 | 40.00 | 38.00 | 37.00 | 36.00 |
| 36. 1. 1 | 新乳価……44+2.50 | | | — | — |

注　北海道農業会議資料による。

なし，しかも前者に比重がかかっていたとみることができる。

このように1960年以前の酪農生産構造の特質を明らかにすることはかならずしも容易ではないが，後述する乳価闘争の展開基盤として性格づけるならば，府県に関しては副業的酪農経営として，また北海道については副業的酪農経営と複合的酪農経営の併存構造として把握することができる。このような酪農生産構造に立脚する牛乳流通機構，とりわけそこにおける牛乳生産農民と乳業資本との対抗関係は，その生産構造の脆弱性を反映して，前近代的関係が色濃く残存していた。もともと農産加工資本は，その生産過程における付加価値，とりわけ剰余価値の生産とともに，原料ならびに製品の売買を通しての差益を追求する度合が強いのであるが，原料生産構造が脆弱な場合には，原料生産農民に対して不等価交換による譲渡利潤を追求することになる。1960以前の牛乳生産農民と乳業資本との経済的関係のなかにもこのような特徴を明瞭によみとることができる。以下，この時期における乳価闘争の推移を白糠町の実態に即して考察してみたい。

「過度経済力集中排除法」の指定を1948年に早くも解除された明治・森永両乳業資本は乳製品統制撤廃をみこして，原料乳市場としての北海道進出を試みた。かわって北海道酪農協同株式会社が1949年に指定を受け，雪印

乳業と北海道バター(のちのクロバー乳業)に分割され，今金・遠軽工場は明治・森永両乳業に強制売却させられ，北海道生乳市場の独占的支配がくずれて，新らたな市場再分割が始まった。雪印・クロバー乳業資本は，北海道酪農民によって組織された共同販売組合として，成立してやがて農民から独立し，これを支配する独占体に成長したという特殊な生い立ちをもっている。それゆえに「農民会社」として前近代的性格を長期に渡って温存し北海道生乳市場を独占しつづけてきた。その集乳取引きの形態は，酪農民が，すべて所属農協を通じて北海道農業協同組合連合会（北連）に販売委託をしており，牛乳代金は乳業会社から全額が北連に支払われ，農民には北連が各農協の貯金台帳に振込む，という形態であった。雪印・クロバー乳業資本の成立経過からして，北連との関連は深く，基本的にはこの取引き形態は，資本にとっての流通コスト節約のために利用された。生乳価格も北連牛乳委員会と乳資本との団体交渉で決定されたが，集乳所石数規模別乳価として，この取引き形態に影響された前近代的取引き価格であった（表—27）。

白糠町における集乳所は，白糠市街（5石），中茶路（3石）の2カ所で，縫別地区からは中茶路までバスで出荷されていた。1950年から始まった茶路農協有畜営農確立5カ年計画などによって，縫別を最重点地区として乳牛の導入が積極的になされ，出荷乳量も急速に上昇した。1953年には縫別地区の乳量の増加によって，中茶路集乳所は，実質5石以上の出荷がなされていたにもかかわらず，3石乳価とされ，しかも乳量の増加による集荷事務作業を処理するための臨時職員費用は住民負担とされた。クロバー乳業の独占支配，前期的取引き関係のもとで，白糠一帯は極めて低い乳価におさえられていた。

段階別乳価体系において乳価を上げるために中茶路集乳所を閉鎖し，縫別・中茶路の生乳を白糠集乳所に集荷し，7石以上中間工場価格とすることが計画された。従来集乳所は，集荷ばかりでなく，生乳の運搬可能を高めるため，クリーム分離・濃縮の第一次加工をもおこなっていた。しかし輸送手段の整備・発達，とくにトラック集荷の可能性が広がるにつれて，集乳所は加工機能が欠け，集荷機能に単純化されてきていた。集乳所の合併大規模化・集乳組織の合理化が，輸送手段及び加工技術の発達によって可能となった。クロバー乳業は中茶路集乳所閉鎖により経費節減が図られることから，自動車運送費の会社負担をおこなう条件を出し，閉鎖が1953年になされた。

集乳所・集荷組織の「合理化」の直接的契機は，乳業資本間の競争の激化にあった。朝鮮戦争以降，日本経済の急速な展開に伴う牛乳・乳製品需要の増加は，乳業資本の設備投資と集乳圏拡大を促し，特に原料乳地帯である北海道への森永・明治道外乳業資本の流入を促進させた。その進出は，既存集乳圏を打ち破るため，個別農家と庭先取引きで，雪印・クロバーを一貫して上まわる価格によってなされた。雪印・クロバー乳業資本は，集乳「合理化」によって節減された経費の一部分を補充することによって乳価の値上げを図り，単協・北連を通

表- 28　牛の飼養状況

| | 牛飼養戸数 | 牛飼養頭数 | 1戸当り頭数 | 乳用牛頭数 | 役肉牛頭数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1944 | 118 | 225 | 1.91 | 225 | 0 |
| 1946 | 97 | 167 | 1.72 | 167 | 0 |
| 1947 | 173 | 302 | 1.75 | 302 | 0 |
| 1949 | 159 | 275 | 1.73 | 275 | 0 |
| 1950 | 161 | 277 | 1.72 | 249 | 28 |
| 1951 | 251 | 417 | 1.66 | 383 | 34 |
| 1952 | 304 | 515 | 1.69 | 493 | 22 |
| 1953 | 345 | 687 | 1.99 | 597 | 90 |
| 1954 | 421 | 803 | 1.91 | 775 | 28 |
| 1955 | 434 | 994 | 1.91 | 883 | 31 |
| 1956 | 478 | 1,038 | 2.17 | 1,019 | 19 |
| 1958 | 562 | 1,585 | 2.81 | 1,577 | 7 |

注　白糠町産業課資料による。

表- 29　会社別集乳所数の年次別推移

| | 1954 | 1955 | 1956 | 1957 | 1958 | 1959 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 雪印・クロバー | 426 | 423 | 392 | 346 | 293 | 257 |
| 明治 | 13 | 14 | 23 | 23 | 25 | 24 |
| 森永 | 27 | 27 | 28 | 39 | 48 | 51 |
| 中小メーカー | 44 | 71 | 93 | 80 | 82 | 76 |
| 単協 | 24 | 43 | 67 | 74 | 82 | 70 |
| 北連 | — | — | — | 15 | 24 | 38 |
| 合計 | 534 | 578 | 603 | 577 | 554 | 516 |

注　酪農検査所調べ

表- 30　乳量別集乳所数の変化

| 集乳所規模 | 1950 (%) | 1953 (%) | 1956 (%) | 1960 (%) |
|---|---|---|---|---|
| 3石未満 | 408(77.0) | 306(58.5) | 254(60.4) | 50(16.3) |
| 3～5石 | 77(14.5) | 116(22.2) | | 34(11.1) |
| 5～7石 | 23( 4.4) | 48( 9.2) | 102(24.2) | 40(13.1) |
| 7～10石 | 15( 2.8) | 31( 5.9) | | 39(12.8) |
| 10石以上 | 7( 1.3) | 22( 4.2) | 65(15.2) | 143(46.7) |
| 計 | 530(100.0) | 523(100.0) | 421(100.0) | 306(100.0) |

注　酪農検査所資料56,60年は中間・主管工場を含まない

表—31　　道内主要会社別集乳量比率の推移（%）

| | 1951 | 1953 | 1955 | 1957 | 1959 | 1961 | 1962 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 雪印・クロバー | 87.6 | 85.4 | 79.5 | 79.7 | 75.3 | 70.7 | 70.1 |
| 森永 | 2.5 | 3.0 | 5.9 | 8.1 | 8.8 | 10.0 | 12.2 |
| 明治 | 0.1 | 1.7 | 4.3 | 7.0 | 8.1 | 8.7 | 9.4 |
| その他 | 9.8 | 9.9 | 10.3 | 5.2 | 7.8 | 10.6 | 8.3 |
| 計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

注〈北海道酪農検査所資料〉

図－2　　各乳業会社別買入乳価の推移（十勝地方）

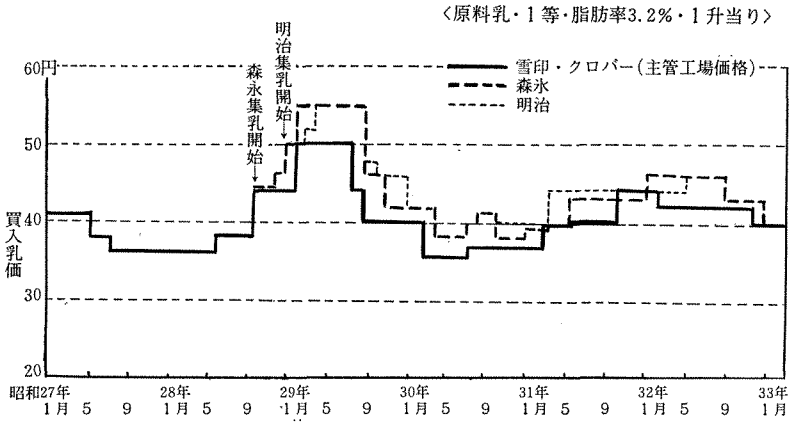


千葉燎郎「北海道における牛乳流通と共販問題」より引用

しての団体取引き形態を集乳圏を温存する方策がとられた。多額の負債や融資のために農協から離れることのできない中・貧農は，あえて低乳価を受け入れざるをえなかった。集乳所の合併は農民の出荷労働を過重にするものであった。

酪農民が毎朝集まる文化センター的機能すらもっていた集乳所の閉鎖を契機として，中茶路地区17戸の上層酪農は，クロバー乳業と農協による前期的取引きに反発して，練乳製造を始めた帯広の小メーカー・タカラ乳業を誘致した。庭先集荷で運送費を会社持ちとし，クロバー乳価より4.5円の高値で取引きされた。同年1953年浦幌町の工場建設が完了した森永乳業は，金融引締めで倒産したタカラ乳業の集乳圏を獲得し，白糠町に積極的に進出した。クロバー乳価に対し3円から5円の高値の庭先集荷によって年度末には，クロバー出荷農家256戸（月量592石）に対して，森永出荷農家102戸（月量200石強）と25%を越えるにいたった。森永乳業への出荷農民に対して，雪印・クロバー乳業資本と結びついた北海道庁や農協関連機関から乳牛の導入，資金の貸付け等にかかわって圧力が加えられ，特に「集約酪農地域指定の阻害条件となる」として，農協からの除名論まで出された。農民組合は，森永出荷農家の役割を積極的に位置づけるとともに，農協の一元集荷一元販売に対応して，一元集荷多元販売の原理をかかげ，農民の団結を訴えた。農民組合の部落を基礎とした学習活動は「乳業資本相互を競争させることによって，自分で生産したものを自分で売り，自分の生産物に自分で価格をつける」という農民の権利意識を高めていった。酪農民がそれぞれの乳業会社に照応して2分されつつある状況の中で，農民組合は統一の環としての役割を果たし，外部からの干渉をはらいのけつつ，高集酪の指定をも受けた。

1956年5月，3農協を合併して，白糠農協が発足するとともに，その一元集荷多元販売の生乳販売原則が樹立され，1年契約の条件委託販売を行なうことが決められた。酪農民の価格要求が強まり，組織が強化されるとともに，森永浦幌工場（1953年10月）明治帯広工場（1954年1月）の集乳開始に伴う集荷競争が激化された。雪印・クロバー乳業資本は，この状況において，十勝地区で1956年9月以降の段階別乳価体系の適用を廃止し，主管工場価格一本で買入れざるをえなくなった。農民組合の運動によって白糠においても，これに準じて適用され，遠隔辺地の農民が受けとる牛乳代金は大幅に上昇することになった。

段階別乳価体系の崩れを予測して，酪農振興法に基づく生乳共同販売事業が積極的に推進され始めた。共販事業は，本来集乳過程の合理化を図り，集乳費の節減を実現し，その成果を酪農民のものとすることを目標としていた。しかし，乳業資本にとって，それは，酪農民の手で集乳「合理化」を行なわせ，長期的には，その節減費用

部分だけ乳価を切り下げることが可能となる，利潤拡大の有効な手段であった。さらに雪印・クロバー乳業資本にとっては，共販の名によって，既存の生乳圏を独占的に確保しつづけうる防衛的役割をもつものであった。

1956年6月農林省畜産局長通過通達「集約酪農地域における共同集乳組織の整備及び乳業の合理化について」が出された。雪印・クロバー乳業資本が独占的に支配

**図－3　各会社別乳業工場分布状況（1958年末現在）**

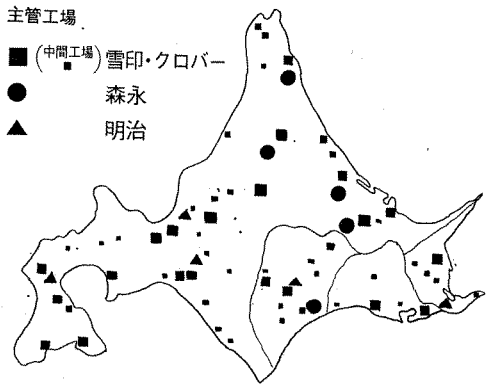


し，森永・明治等の工場建設を許さなかった釧路管内においては，この通達を受けていち早く共販体制の確立に動きはじめた。管内各農協は北連を取扱機関に指定して，共販組織の設立に同意したが「多元販売」をかかげる白糠農協は，広く酪農民に衆知，徹底させる研究課題として保留した。

農民組合が中心となって，関係法・通達文書や釧路管内の動きなど関連事実を配布する一方，北連畜産部長，釧路支所長，釧路高集酪事務所長を招請して，法令の解釈・北連共販構想要領の検討がなされた。1957年4月には16カ所の部落集会が行なわれ農協内に共販問題調査研究特別委員会が6月に設定されて，本格的調査活動が展開された。北連牛乳共販運営委員長，釧路高集酪事務所長らが来訪するなど共販組合加入促進の圧力が強められた。北連からの加盟決定をせまられて7月に開かれた農協臨時総会は，長時間に渡る討論の結果，時期早尚をもって態度を保留し，研究を続けた後，酪農民大会を開いて態度決定をおこなうことが結論とされるにいたった。農民組合は酪農民大会へむけての執行委員会において「生乳共販体制確立の美名のなかには，原料乳の低乳価格独占体制の確立というメーカーの意図が察知される」とした。そして「やがては乳業資本メーカー間が休戦し，ホコ先を農民に向けてくる」との分析に立って，次の戦術が建てられた「一元集荷で農協を中心に，農民の団結を力強くしめし，多元販売だけで行くという方針だけでは，将来の不安が心配されるので，最終的に農民が，自らを守るために，各メーカーの第一線に配置された集乳所クーラーステーションの運営をメーカーの手から農民の手元に完全に移管することを条件に，農民組合は高集酪指定要領にある共販組合の設立を認め加入する」この戦術が基本となって，1958年1月20日酪農民大会が開催され，白糠クーラーステーション（クロバー乳業経営）を北連が買収し，その経営を白糠農協に行なわせること，釧路共販は一元集荷多元販売の原則を樹立すること等の要求が決議された。また，白糠町牛乳共販組合対策委員会が，農協理事，監事全員（12名），農民組合執行部（3名），森永牛乳出荷組合（7名），クロバー系酪農振興会（7名），大会議長団（3名）で構成され，クーラー移管の運動母体を形成した。2月から北連交渉がはじまり，クロバー・森永両乳業との交渉も連続的に行なわれた。釧路共販加入条件も，ねばり強い交渉の結果，受け入れられるようになった。部落討議を基礎に，再度の酪農民大会がもたれ，釧路共販加入の大会決定委任を受けた白糠生乳共販運営委員会によって1959年8月に正式に決定された。釧路共販加入と平行して，クロバー乳業を合併・吸収した雪印乳業からのクーラー移管とさらに百石処理クーラーへの改築が決定された。新クーラーの運営費の負担額が一致せず，北連・雪印・森永との数度に渡る交渉がつづけられ，北連が1年間直接運営に当たることで調整された。このことは「クーラーの経営は未経験であり，万が一赤字を生じ，生産者にそのしわ寄せがされるとするならば，これまた重大な要素が残る」とする農民組合の慎重で柔軟な方針にもとづくものであった。新クーラーステーションは1960年10月に完成し「一元集荷多元販売原則」を実質化する生乳受け入れがおこなわれた。クーラーの自主運営による2等乳分離販売によって，新らたに1,000万円の差益金をつくりだし，また乳業独占間の競争を利用して，他地区より，また1升（1.875kg）当たり7円高の高乳価を勝ちとることができた。この成果は，乳業資本の矛盾をついて勝ちとられたが，同時に独占資本の従属的立場におちいり資本間競争の渦にまきこまれ分裂の危機を招きがちな小生産者としての酪農民の意思結集に多くの力を注いだ結果でもあった。詳細な調査活動を展開し，事実資料を基にした部落懇談会での検討，森永・クロバー両出荷農民相互の意見交換を図り，1953年以来つくりだされてきた農民の不団結の状況を，農民組合は，着実に組織を強化しつつ回復してき

表—33　白糠農民組合員数（参加部落数）

| | 1957 | 1958 | 1959 |
|---|---|---|---|
| 茶路地区 | 248(21) | 255(22) | 258 |
| 和天別地区 | 115(14) | 131(14) | 135 |
| 庶路地区 | 70(13) | 71(13) | 113 |
| 白糠・計（A） | 437(48) | 457(49) | 506 |
| 正農協組合員数(B) | 677 | 679 | 671 |
| A／B　% | 64.5 | 67.3 | 75.4 |

注　各農民組合定期大会議案書より算出

た。MSA脱脂粉乳などの乳製品輸入の激増と連続的冷害による深刻な酪農危機，それに対応した雪印・クロバー両乳業会社の1958年合併にみられる資本間休戦の萌芽など全国的状況と経験を学んだ長期的方針がつくられた。「一元集荷多元販売の実現，クーラーの農民による運営，地域に結びついたミルクプラントの建設」の3段階の長期方針は，たえず酪農民大会など広範な農民の前で集団的に確認され，具体化された。雪印乳業資本と歩調を合せた釧路共販の中で，白糠共販は，たえず孤るいを守る立場においこまれつつも，単に乳業会社との価格交渉にとどまることなく，幅広い諸要求を結集して，全道一の高乳価を勝ちとり，先駆的役割を果たした。

## 第2節　酪農「合理化」と乳価問題

1960年に入るとともに本格化する貿易自由化ならびにそれにひきつづく資本自由化は，農業構造を根底からゆさぶりその再編成を迫るものであった。この結果，乳業資本の存立条件は大きな変動を蒙ることになるが，その過程で乳業資本じたい「開放体制」に適応し，そのことを契機に乳業ならびに酪農の再編成が強力に推進される。このことがそれまでの乳業・酪農「合理化」と軌を一にしつつもさらに特徴的なのは，貿易自由化に沿った事業内容の再編成を行なってきたこと，とりわけ市乳製造部門の比率を引上げ，さらにその原料の少なからぬ部分を輸入乳製品に依存するという方向をとってきたことである。このような乳業合理化の政策・方針に沿って，乳業をめぐる動向もいくつかの特徴を示している。第1に，大手3社を中心とする乳業「合理化」が牛乳加工工場の整理統合，大規模化などの方向で進んでいることである。表—34によれば，全体として「処理場」および「工場」の数は減少しており，その過程で大規模化が進行している。第2に，飲用牛乳製造部門の拡大による乳業部門の総合化に沿った再編成が進行している。第3に，乳業再編成は大手3社を中心とする独占体制をいっそう強化した。さらに第4に，このような大手3社による独占体制の強化は，単に製造部門にかぎらず，製品流通部門にまで及び，その資本系列化を強めている。かくして，第5に，独占体制の総合的な強化のもとで，乳業資本の価格政策は，原料買上げ価格，製品販売価格ともに，独占価格としての特質をいっそう強く前面にうち出すようになってきた。いわゆる「開放体制」とこれと併行する乳業「合理化」は乳業独占の体制を一段と強化し，そのもとで独占的高利潤を実現しつつあるのである。

他方，このような乳業「合理化」に触発されて，これと併行的に酪農「合理化」政策が農業再編成政策の一環として強力に推進される。しかもそれが選別・分断政策としての基調をますます鮮明にうち出したため，酪農民のあいだでの階層分解を激しく進行させることになる。このような酪農「合理化」政策の胎動は60年代に入って本格化するけれども，その政策転換の発端は1954年の酪

表—34　処理規模別工場・処理場数　（単位：t）

| | 総計 | 牛乳処理場数 | | | | | | | 乳製品工場数 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 小計 | 61未満 | 62～124 | 124～310 | 310～620 | 620～1,240 | 1,240以上 | 小計 | 61未満 | 62～186 | 186～310 | 310～620 | 620～1,240 | 1,240以上 |
| 1959 | 3,553 | 3,340 | 3,197 | 69 | 44 | 19 | 5 | 6 | 213 | 90 | 34 | 29 | 34 | 18 | 8 |
| 1960 | 3,520 | 3,296 | 3,130 | 75 | 56 | 18 | 8 | 9 | 224 | 94 | 43 | 20 | 34 | 27 | 6 |
| 1961 | 3,356 | 3,116 | 2,941 | 70 | 60 | 24 | 10 | 11 | 240 | 96 | 47 | 18 | 40 | 27 | 12 |
| 1962 | 3,028 | 2,791 | 2,601 | 74 | 69 | 20 | 16 | 11 | 237 | 98 | 37 | 18 | 42 | 25 | 17 |
| 1963 | 2,783 | 2,529 | 2,330 | 80 | 69 | 25 | 16 | 9 | 254 | 108 | 25 | 21 | 34 | 42 | 24 |
| 1964 | 2,388 | 2,207 | 1,962 | 82 | 82 | 45 | 23 | 13 | 181 | 60 | 22 | 12 | 24 | 34 | 29 |
| 1965 | 2,358 | 2,191 | 1,931 | 82 | 80 | 58 | 25 | 15 | 167 | 60 | 12 | 10 | 18 | 32 | 35 |

注　1　処理場は月間，各年1月現在
　　2　農林省「牛乳・乳製品に関する統計」

表—35　　飼育頭数規模別農家戸数

| 飼養頭数規模別 | | 1961年 全国 戸数 | 1961年 全国 % | 1961年 北海道 戸数 | 1961年 北海道 % | 1965年 全国 戸数 | 1965年 全国 % | 1965年 北海道 戸数 | 1965年 北海道 % |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総飼養農家戸数 | | 382,000 | 100.0 | 57,420 | 100.0 | 345,600 | 100.0 | 45,530 | 100.0 |
| 飼養頭数規模別 | 仔畜のみ | 77,080 | 20.2 | 4,300 | 7.5 | 78,890 | 22.8 | 3,120 | 6.9 |
| | 1・2頭 | 239,900 | 62.8 | 33,870 | 59.0 | 151,500 | 43.8 | 12,234 | 26.9 |
| | 3・4頭 | 49,530 | 13.0 | 13,100 | 22.8 | 62,590 | 18.1 | 11,210 | 24.6 |
| | 5～9頭 | 15,340 | 4.0 | 6,155 | 10.7 | 42,360 | 12.2 | 14,870 | 32.7 |
| | 10～29頭 | | | | | 10,010 | 3.0 | 4,080 | 8.9 |
| | 30頭以上 | 85 | 0 | | | 220 | 0.1 | 20 | 0 |
| 1戸当り頭数 | | 2.3 | — | 3.5 | — | 3.5 | — | 6.9 | — |

注　農林省「家畜飼養の概要」による

農振興法の成立に求めることができる。同法の施行は，乳業「合理化」に対応した酪農生産構造の「合理化」，より直接的には能率的な集乳圏の編成，乳業資本本位の原料乳取引機構の確立におかれており，その意味で，有畜農家創設を基調とする酪農政策が「合理化」政策へと転換し，乳業資本による酪農「合理化」は集乳「合理化」，原料乳価抑制などを通して一段と強化されると同時に，この方向が政策面で補強されることになった。そして，このような酪農「合理化」は1960年代に入って「開放体制」下の「構造改善事業」を根幹とする基本法農政の展開によって本格化することになる。「畜産物の価格安定等に関する法律」（1961年成立）とそれにもとづく畜産振興事業団の設置，さらに農林漁業金融公庫法の改正によって「集酪地域」「酪農経営改善地域」内の乳業施設に対して長期資金が制度化されたこと，などによって，乳業資本は，いわゆる自由化対策として，乳製品工場の再編成，市乳生産への設備転換を急ぐとともに価格面でも乳業の利潤を確保し自由化を基調とする国内乳価の低位固定化が具体化することになる。

さて，このような条件下で酪農生産構造はどのような推移を示すであろうか。表—35はその特徴を端的に示している。すなわち，酪農「合理化」が開始される時点ともいうべき1961年の飼育頭数規模別農家戸数をみると，全国の場合は1～2頭飼育農家が過半を占めているが65年には5頭以上が15%程度出現している。これに対し，北海道だけについてみると1961年にはやはり1，2頭飼育農家が過半数を占めるが65年になると5頭以上が約40%強に達している。つまり，60年代の前半における酪農「合理化」政策は，全国的にはそれまでの副業的酪農経営を基軸とする生産構造を基本的に変えるところまではかなかったが，北海道では，副業的酪農経営と複合的酪農経営の併存構造のもとでとくに後者の比率が急速に増大し，一部に専業的酪農経営を出現せしめるにいたっている。その意味で酪農「合理化」は北海道においてもっとも急速に進展してきたとみることができる。

すでにのべたように，一方において酪農「合理化」は原料乳流通機構の「合理化」をめざすものであり，したがって酪農生産構造の変化に対応した生乳市場の流通「合理化」と，そのもとにおける乳業資本と酪農民の対抗関係を正しく見きわめることがその後の課題となるわけである。さて上述のような北海道の酪農生産構造のなかで白糠町酪農はどのような地位を与えられるのであろうか。表—36によれば，飼育頭数規模別農家構成について1960年には釧路地域は北海道全体に比べて5頭以上層の比率が若干高くなっているが，1965年になると北海道全体の農家構成に対比して5頭以上層の占める比率が高くなっている。これに対して，白糠町は，1960年段階で小規模飼育農家（ここでは1～4頭）の占める割合が釧路地域全体よりやや高くなっているが，1965年になると，たとえば5～9頭層の比率はそれじたいとしてかなり高まるけれども，釧路地域全体の農家構成に比べて5～9頭ないしそれ以上の飼育農家層の占める割合がかなり低くなっており，経営の重点は副業的酪農経営にあるとみることができる。このことは牛乳の流通，さらには乳業資本と酪農民の対抗関係にも少なからず反映することになる。

雪印乳業は，1961年，従来の段階別乳価体系をやめ，全道一律の新乳価体系を次の要領で実施した。(1)受渡場所は製造工場，集乳工場（クーラーステーション）(2)受渡場所までの牛乳の持込は生乳共販組合（生産者負担）

表—36　　飼育頭数規模別農家戸数

| 飼育頭数規模別 | 1960年 釧路地域 戸数 | 1960年 釧路地域 % | 1960年 白糖 戸数 | 1960年 白糖 % | 1965年 釧路地域 戸数 | 1965年 釧路地域 % | 1965年 白糖 戸数 | 1965年 白糖 % |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総戸数 | 4,757 | 100.0 | 557 | 100.0 | 3,637 | 100.0 | 447 | 100.0 |
| 1～4頭 | 3,838 | 80.7 | 518 | 93.0 | 1,776 | 48.8 | 306 | 68.5 |
| 5～9頭 | 856 | 18.0 | 39 | 7.0 | 1,481 | 40.7 | 137 | 30.6 |
| 10～14頭 | 6.3 | 1.3 | 0 | 0 | 328 | 9.0 | 4 | 0.9 |
| 15～19頭 | | | | | 4.9 | 1.3 | 0 | 0 |
| 20～29頭 | | | | | | | | |
| 30頭以上 | | | | | 3 | 0.2 | 0 | 0 |

注　農林省「世界農林業センサス」による

(3)クーラー経営は会社(4)牛乳取引は現行通り（北連）(5)新乳価は，脂肪率3.2%，1.875kg当たり44円。これは，庭先集荷を完全に廃止し，生乳受け渡し場所を工場とし，出荷費，集乳所経営費，牛乳検査料を農民負担とする低乳価のおしつけであった。新乳価体系は大局的に「開放体制」への対処であったが，直接的には，酪農振興法等にもとづく酪農主産地の形成の結果，零細で分散的な生産の上で成り立つ前期的取引の維持が困難となり，さらに，雪印乳業の独占的地域支配が，明治，森永の進出によって崩れたことに対する雪印乳業の対応策でもあった。

新乳価体系が打ち出されたのを契機に，1961年7月，釧路管内では，従来の釧路，釧路内陸，厚岸の3地域共販組合が合併して，釧路管内生乳共販運営委員会の創立総会が開かれ，広域集乳体制が確立した。農民側の条件の十分な成熟をみないまま，雪印乳業の要請にもとづいて，強引に合併させられた広域釧路共販は，より反農民的性格を濃厚なものとした。

**図—4　釧路共販の成立と集乳所配置**（1963年現在）

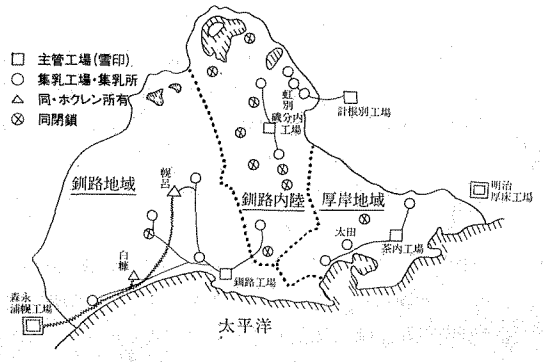


白糠農民組合は，クーラーステーションの農民運営を目前にして，農協，農業委員会，町役場とともに「生産費調査」をおこなった。また「乳価は……会社が決めたものを，生乳共販組織を通して，農民におしつけ……生産費も保障されない価格とならざるをえない」不合理を打破するため，調査結果に基づく生乳価格の要求額を設定し，乳価交渉の体制が準備された。1961年釧路管内農民組合の統一組織である釧路農民連合の結成や白糠の動きに刺激されて，釧路共販も生産費・所得補償方式による釧路乳価60円，他に酪農振興費，森永3,000万円，雪印6,000万円の要求を決定し，一元集荷多元販売の原則も認めながら，乳業資本との交渉が進められた。しかし実際に乳価交渉が進行するにつれて，広範な酪農民から離れ雪印乳業によってエリート的に育成されてきた最上層酪農民が多数を占める牛乳委員会は，交渉力が欠如し形式的なものとなった。白糠，幌呂農協以外の大勢は，雪印の提示価格へ妥協し，契約が結ばれる方向が支配的となっていった。これに対して，白糠農協は，共販の枠内で行動するが，クーラー運営費の問題もあり，配乳量については，酪農民の意思を求めて最終決定したい，と態度を保留した。農民組合は町内各機関と共同して，独自に森永乳業とクーラー運営費・乳価の条件交渉をおこなう一方，直ちに，全酪農民へ出荷先要請調査を直接おこなった。この結果，森永乳業90%，雪印乳業10%の出荷意思が表示された。この結果にもとづいて，10月には農民組合，農協，農業委員会共催の酪農民大会が開かれ「乳業資本を競争させ，高い方に販売し，生産農民の収入を第一に考える」という原則から，当面，森永へ90%の配乳が再確認され釧路共販へ申し込まれた。雪印乳業を基本的に擁護する立場にあった釧路共販は，逆に，白糠共販の除名を議題とした。白糠は単独で乳価交渉を進め，これまでの雪印73%，森永27%の乳量配分から'10対90に出荷率

を変更することを条件として，森永と次の協定が結ばれた。森永乳業は(1)特別酪農奨励金1升当り5円，5年間で5,000万円(2)期末手当1升当り1円(3)へき地運送費1升当り1円(4)獣医2名の駐在(5)クーラー人件費助成金月額3万円を出すことが決ったのである。これに対して雪印乳業は，配乳量を不服として，生乳引取りを拒否したため，全量森永へ出荷されることとなった。

広域化された釧路共販体制と新乳価体系による雪印乳業のまき返しのなかで，雪印クーラーを移譲させ，農民の経営にすることによってなされた最初の大きな成果であった。この成果は，さらに農民にクーラーの農民経営の一層の自覚を促すものとなった。釧路共販は雪印乳業のための一元販売を決め，1961年11月には，多元販売を主張する白糠共販を除名した。

**表—37　釧路広域生乳共販の実態**（1962年）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 62年度生乳総出荷量 | | | 49,024 t |
| 出荷先別 | 地区内出荷量 | | 37,996 t |
| | 根室地区移出量 | | 5,624 t |
| | 十勝地区移出量 | | 5,403 t |
| 酪農家戸数 | 4,386戸 | 酪農家率 | 67.9% |
| 乳牛頭数 | 24,752頭 | 集酪地域数 | 3 |

注(イ)　白糠・幌呂の両クーラーから十勝森永乳業へ送乳
(ロ)　虹別地区は全量根室雪印乳業へ
(ハ)　茶内地区より一部明治乳業へ
北海道酪農会議資料№7より

白糠共販委員会が「一元集荷多元販売原則」に基づき雪印乳価より7円高の森永乳業へ生乳出荷をはじめると，1961年末に入って，雪印乳業は，これまで批判をしてきた直接庭先集荷を自らおこなってきた。雪印のまき返しによって，特定の農家にリベートを支給する〝裏乳価〟や乳代の直接払いによる「集乳合戦」が本格化した。乳業会社から支払われる生乳代金は，農協を通じて農民の手に渡るまでに，農協からの借り入金等が差引かれ，現金として農家の手に渡るのは，わずかであったため，零細な酪農家や開拓農家にとって，直接生産者に支払われる方法はおおきな魅力があった。加えて，11月の農協火災に前後して，農協の赤字が表面化し，しかも，北連，農協中央会からの，農協再建整備資金が5,000万円はもとより，飼料や飯米もストップするという圧力が加えられた。新聞報道を通して白糠町長の釧路共販復帰「調停」案など，系統機関や行政組織をつかった雪印乳業の攻撃がさまざまな形態でおこなわれた。農協理事によって，その出身部落の農民組合の組合員が大量に脱退するという分裂攻撃がおこなわれ，組合員は128名にまで減少した。1962年3月の農協総会では，農民組合への攻撃の激しさと取り組みの弱さから，農協理事会が保守派によって占められ，本来，自律的組織である白糠共販委員会の解散が決定された。さらに，新たな農協理事会は，北農中央会へ乳量配分の白紙委任状を提出し，ついで，農協理事会で共販委員会を選出し，7月には釧路共販脱退以来の行動を陳謝する意味の文書を入れることによって，無条件共販復帰がみとめられた。雪印乳業出荷者の活動を正当化するような系統組織，各支庁，町当局の態度は，農協に集荷する農民層の中に不安を拡げ，森永との直接取引へ移ろうとする動きもでてきていた。農民組合は，森永交渉と高乳価を獲得した成果を，落部を基礎とした学習活動で深め，雪印乳業が庭先集荷をおこなうかぎり農協とは対立せざるをえないという矛盾を指摘して，農協と農民組合の分断策動に対応し，農民の統一を図るうえからも，農協再建を促進するためにも，理事会のあり方を正す運動を準備した。その結果，雪印乳業の切り崩しに農民組合員が半減した状況のなかでも，雪印乳業へ出荷した農民は61戸と全酪農家中12%にとどまった。釧路共販の内部からも，無条件復帰した白糠共販の動きとは対照的に森永へも売るべきとする太田，阿寒共販の多元販売実質化の動きがみられはじめた。

市場再編成を行ないつつも，乳業大手3社の地位は，集乳量で6割を越え，絶対的な優位を保ち，また畜産物価格安定法に基づく中央・各道府県酪農会議が1962年9月までに確立し，市場調整が国家的に可能となった。その結果，牛乳生産諸経費の増大にもかかわらず，62年，63年乳価は混迷し，実質的な値下げをつくりだした。この全国的動きを背景としつつ森永乳業は，白糠農民の不統一の状況を見越して，白糠農協が配乳量の協定を破ったことを理由に，前年の価格協定を一方的に破棄した。農民組合は部落代表者会議と数度の執行委員会についで定期大会を開いて，1962年度の乳価状況が討論された。そこでは(1)低乳価格体系を維持する上で障害となっている全道一高乳価地帯に重点的攻撃がくる(2)森永が太田地区の一万石を辞退し，雪印が白糠・幌呂での増量をあきらめたことにみられるように，集乳競争を一時休戦さえおこない(3)政府安定価格基準52円まで引き下げようとする農民にとって最も困難な状態をつくりだしている——と分析した。この分析から，62年の乳価闘争は，従来のような町村単位の，しかも単純な乳量配分変更のたたかいでは，このカベを破っていくことはできないとして，関係町村の関係団体が一丸となってたたかう体制をつくることを結論とした。まず，農民組合部落代表を中心と

表—38　　乳業大手3社の地位

| | | 1955 (昭30) | 1957 (32) | 1959 (34) | 1961 (36) | 1963 (38) | 1964 (39) | 1965 (40) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 集乳量 | 雪印 | 17.2 | 22.2 | 25.3 | 22.3 | 24.5 | 25.8 | 26.2 |
| | 森永 | 14.9 | 16.5 | 16.1 | 17.3 | 18.0 | 18.5 | 18.8 |
| | 明治 | 15.3 | 16.7 | 18.9 | 20.1 | 20.8 | 19.9 | 19.4 |
| | 3社計 | 47.4 | 55.4 | 60.3 | 59.7 | 63.3 | 64.2 | 64.4 |
| | その他 | 52.6 | 44.6 | 39.7 | 40.3 | 36.7 | 35.8 | 35.6 |
| | 総計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 市乳 | 雪印 | 3.5 | 8.0 | 12.0 | 15.2 | 16.5 | 17.2 | 17.4 |
| | 森永 | 10.8 | 11.7 | 13.5 | 14.2 | 16.4 | 16.5 | 16.2 |
| | 明治 | 15.9 | 15.5 | 19.8 | 18.1 | 21.8 | 22.8 | 23.2 |
| | 3社計 | 30.2 | 35.2 | 45.3 | 47.5 | 54.7 | 56.5 | 56.8 |
| | その他 | 69.8 | 64.8 | 54.7 | 52.5 | 45.3 | 43.5 | 43.0 |
| | 総計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

注　山田定市「乳業資本の構造と存立条件に関する研究」より

表—39　10kg当り価格

| | 生乳価格 |
|---|---|
| 1959 | 237円 |
| 60 | 254 |
| 61 | 290 |
| 62 | 323 |
| 63 | 324 |
| 64 | 344 |
| 65 | 368 |

注1．全国平均価格
2．農林省「牛乳・乳製品に関する統計」より

した乳価対策特別委員会が設けられ，農民組合は，部落懇談会を開き，農協総会を早く開くよう主張し，森永出荷農協である白糠，幌呂，太田の3町村の統一行動に参加するよう農協理事者に呼びかけ，さらに白糠労農団体協議会に支援を訴えた。その結果，白糠，幌呂，太田各農民組合，釧路地方農民連合会の四者による，森永乳業浦幌工場の団体乳価交渉が設定され，白労協とともに釧路地区労の支援が決定された。農協との協力体制がとれないまま10月28日に白糠町労農市民決起集会がもたれ，炭労，全日自労，全林野の労働者を含め150名が参加した。森永乳業との交渉は11月に継続されることになり，具体的成果はえられなかったが，明治鉱業庶路炭鉱「合理化」とたたかっていた労働者と共闘を結んだことは大きな成果であった。11月交渉を準備する部落懇談会には，農協労働者とともに，はじめて炭鉱労働者が参加した。低乳価の押しつけに対する酪農民の怒りは，釧路共販をもつき上げ，白糠，幌呂の森永乳業との乳価闘争の支持方針を決定した。しかし，全道労働組合協議会労農オルグ団などの参加と共闘の幅をさらに広げてもたれた第2回交渉においても，白糠農協理事会は，農民組合との共闘を再度拒否し，生乳価格協定を結んだ乳業資本のカベをつきくづすにはいたらなかった。

農民組合は1962年の乳価闘争を総括し(1)森永は，政府の出した安定乳価52円に全くあぐらをかいており，奨励金の打切りはおろか，基本乳価の切下げを強行している(2)そのため森永はおどし（会社の条件で契約しなければ生乳はいらない）と謀略などあらゆる卑劣な戦術をつかっている(3)何といっても農協と農民組合という交渉の二つの窓口，つまり農民内部の分裂を最大限に利用している(4)したがって，消費者である労働組合との提携の問題とともに，農協との共闘，それを基礎にした町村共闘の発展を森永は一番恐れている。団結と共闘の前進で乳価闘争を勝利しよう一と結んだ。この方針にもとづいて，農民組合の要請で，63年1月農協臨時総会が開かれ，農民組合も参加する乳価対策委員会の設置が決められ，農協と農民組合との共闘の芽をつくりだした。同年3月の農民組合定期大会は「たたかいを進めるうえで農協の果たす役割は極めて重要である。乳価闘争の先進地の多くは，農協がその先頭に立ち上り，農民の団結に大きく寄与し，かつ，出荷ストを含む強力な手段・方法の実行によって，乳業資本に打撃を与え，多くの成果を勝ちとっている。したがって，農協の民主化なくして，今後の飛躍的乳価闘争の前進はありえない」と農協民主化を同年度最大の重点に位置づけた。この決定は，幾度もの執行委員会の討議のうえに，部落代表者合同会議で決定された「農協再建についての農民組合の考え方」として具体化し，7月末からの40カ所の部落集会，8月末には再度部落集会が組織され，農民の団結の基盤としての方針が定着していった。他方，農民組合は長期的原則的政策を打ち出すとともに，組織建設に重点をおき，部落まわり

表—40　農民組合員の推移（部落数）

| | 1963 | 1964 | 1966 |
|---|---|---|---|
| 茶路地区 | 140(16) | 209(22) | 212(23) |
| 和天別地区 | 66( 6) | 98(13) | 111(14) |
| 庶路地区 | 40( 7) | 77(12) | 85(13) |
| 計（A） | 246(29) | 384(47) | 408(50) |
| 農協正組合員（B） | 608 | 591 | 578 |
| A／B | 40.5% | 65.0% | 70.0% |

注　農民組合定期大会議案書及び調書

を徹底して行ない，128名に減少した農民組合員を着実に回復した。そして9月の白糠農協理事会選挙において，理事9名中，農民組合推薦の5名が当選し，農協再建への第一歩をふみだした。また，全日農釧根ブロック協議会が63年1月に結成され，10月には釧路・根室酪農民大会が開かれるなど地域的連帯が拡がった。雪印・森永・明治が国家政策に支えられた価格協定を結ぶことによって，63年冬乳価を低価格で切りぬけた。しかし，釧路，根室，北見，十勝地区の酪農民が結集して，道東4地区酪農対策協議会連絡会議を64年3月9日結成した。翌日，この提起にもとづいて白糠町では44部落84名の酪農民部落代表者会議が開かれ，乳価値下げ反対闘争が協議された。さらに農業関係団体で，白糠町乳価対策実行委員会が結成され，乳価闘争への体制が確立されていった。3月27日には釧根酪農民大会実行委員会と釧路共販の合同会議において，乳価値下げに対抗し，また知事斡旋案を不満として，31日出荷ストが決定された。農民組合，農協が一体となって，部落固めがなされているストライキ前日，「道東連」委員長より，スト延期の電報が打たれ，各地のスト体制が解除されるに至った。白糠は，このスト延期指令が委員長の個人的判断において打電された事実が明らかになったため，緊急乳価対策実行委員会を開き，スト決行を決定した。低乳価に対する強い怒りと酪農民の団結を基盤としてなされた出荷ストは，生乳を冷却保存し，2等乳が出た場合は，練乳製菓工場に分離クリームとして売却し，農民に実害を与えないとする戦術的配慮がとられ，480戸完全な出荷停止がおこなわれた。白糠の出荷スト決行は，乳業資本に大きな打撃となり，雪印・森永両乳業資本は，「生産者のスト行為に対して，受乳拒否権を保有する。生乳取引契約に基づき損害の賠償を要求する」との文書を北連に送付した。4月3日，釧根共販，釧根地区酪農大会実行委員会の合同会議において，一農協組合長の次のような発言が参加者の同意をえた。すなわち，「白糠町農協に対するものではなく，全生乳生産者に対する乳業会社の思い上がりであり，悔辱するものである。直ちに，全地区の名においてこの『抗議文書』を返上し，逆に配乳権を留保すると申し添えるべきである。31日のストは，白糠さんが，整然と実施されるのを見て，農民もストができるものだと真に勇気づけられた。……この問題はあくまで，全生乳生産者のものとして受けとめ，乳業会社と対決しなければならない」と。

白糠の出荷ストを突起点とする64年の乳価闘争は，知事斡旋によって2円を引き上げ，55円の基準価格を獲得案，6,000万円の道酪農施設費の追加確認を行なわしめた。しかし最大の成果は，乳業独占資本の価格協定のもとで，農協・農民組合の統一によって，農民も出荷ストができるという自信と勇気を与えたことであり，また道東酪農民の団結の基礎が築かれ，全道的に波及する状況をつくりだしたことであり，なによりも全道的な酪農民自らのたたかいと下からのつき上げが始まったことであった。この酪農民のたたかいの高まりは，酪農振興法による知事斡旋が始めておこなわれたという結果が示すように，乳業独占の危機を救済し，その経済的支配を補強するため国家の役割が全面にでてくることを如実に示すものであった。

## 第4章　農協民主化の過程

### 第1節　農協運営の刷新過程

白糠町における農協民主化の過程は，全国的にも数少ない事例の一つとして検討に値する内容をもっている。そこで，その実践過程をみると，農協運営の民主化を方向づけ，また実現を可能にした条件として，ひとつには，白糠町農業の展開とその過程で醸成された諸矛盾—とくに地域的・階層的矛盾—とその農協の組織・機能への反映，そしてその組織的克服としての町内3農協の合併，さらに合併によって深化した農協をめぐる組織・機能上の矛盾の深化があり，ふたつには，酪農展開をめぐる情勢変化—貿易自由化体制，農業構造「改善」政策下の選別・分断を基調とする農業政策の展開，それに呼応した農協経営「合理化」の推進—がある。そして，これらの白糠農業の構造的変化に対応して，農民組合および農協労働組合に結集する農民・農協労働者が，民主化推進の主体的条件をなしたことはいうまでもない。

まず，農協民主化の前段階に相当する3農協合併前後の動きについて特徴点を明らかにしよう。すでに前節で

表—41　　農協牛乳販売の推移

| | 茶路農協 | | 庶路農協 | | 和天別農協 | | 計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 金額 | 総販売額対比 | 金額 | 総販売額対比 | 金額 | 総販売額対比 | 金額 | 総販売額対比 |
| 1952 | 8,429 | 18.3 | 2,890 | 15.9 | 3,003 | 22.0 | 14,322 | 18.3 |
| 1953 | 14,953 | 32.0 | 3,378 | 42.6 | 5,440 | 40.6 | 23,771 | 34.6 |
| 1954 | 16,069 | 50.5 | 4,286 | 25.4 | 8,225 | 65.0 | 28,580 | 46.3 |
| 1955 | 18,688 | 44.8 | 5,398 | 30.3 | 9,154 | 52.5 | 33,240 | 43.2 |

注　1　金額単位　千円
　　2　各農協業務報告書による。1956年以降は3農協合併して白糠町農協となる。

ふれたように，白糠町農業の戦後の展開過程は全体としては馬産・穀菽から酪農への転換の方向をたどったが，その各地域の展開は決して一様ではなく，それらが町内の3農協の経営にも反映した。表—41は酪農化の度合を牛乳販売を通してみたものであるが，これによっても，庶路農協地区の酪農家の相対的たちおくれ，和天別農協の事業規模の零細性は明らかであり，これら3農協のなかでも茶路農協が相対的に有利な条件下にあったことは否定できない。しかし，これは単に3農協の存立基盤のちがいのみに帰するものではなく，それらを背景とする運営姿勢のちがいもかかわっている点を軽視することはできない。すなわち，和天別農協が開拓農協としてその経営基盤がきわめて脆弱であり農協としての経済的機能を十分に果たしえない状況にあり，また庶路農協が組合員農家の経営的基盤が不安定（耕地の零細性，馬産に執着し酪農への転換に踏み切れなかったこと）であることを反映して農協の組織的基盤もたえず動揺していたのに対し，茶路農協は，農協として新発足して間もなく，1954年の事業計画において酪農振興の方針を鮮明にうち出しそこにおける農協の役割を積極的に追求した。このことは，茶路地区が白糠町の戦後の農民運動において他の地域に対してたえず主導的役割を果たしてきその過程で地域農業の発展の方向を正しく位置づけ具体的に追求してきたことと密接な関連をもっている。同時に，このような農民運動の高揚を基礎に，農協労働組合がすでに1952年に設立され，農協労働者の賃金，労働条件の改善の運動を進めると同時に，農協運営の民主化にも積極的な姿勢を示した。

このような3地区の農業展開のちがい，さらに農協運営のちがいは当面の乳価闘争にも強く反映し，全町一元化体制の確立にとってさまざまの障害をもたらしたが，反面，酪振法下の酪農「合理化」に対応し乳価闘争をさらに前進させるうえでも，さらにすでに農協経営の悪化が進行していた和天別，庶路両農協の体制強化をはかるうえでも，3農協の合併は避けられない状況にあり，農民の要求も強かったので，農民組合は，農協労組とともに3農協の合併を支持し，積極的に推進する方針をとった。

このようにして合併の機運は急速に高まり，1955年10月，3農協合併促進委員会が設置され具体的準備にとりかかった。合併にあたっては3農協が表—42に示したように財務，事業内容などにおいて相当のちがいがあった

表—42　3農協の合併直前の概況（1955年9月末）

| | | 茶路農協 | 和天別農協 | 庶路農協 |
|---|---|---|---|---|
| 組織 | 組合員数（人） | 359 | 227 | 202 |
| | 内正組合員（人） | 331 | 227 | 195 |
| | 職員数 | 15 | 12 | 7 |
| 信用事業 | 貯金（千円） | 12,143 | 2,779 | 7,587 |
| | 同組合員当り（千円） | 36.6 | 12.2 | 38.9 |
| | 短期貸付金（千円） | 12,080 | 3,145 | 4,310 |
| | 長期貸付金（千円） | 14,344 | 20,673 | 10,973 |
| | 同組合員当り（千円） | 43.3 | 67.5 | 49.7 |
| 出資金（千円） | | 4,261 | 2,950 | 2,922 |
| 同組合員当り（千円） | | 12.8 | 13.0 | 14.9 |
| 1組合員当り購買高（1954年度，千円） | | 64.0 | 34.8 | 40.6 |
| 1組合員当り販売高（1954年度，千円） | | 96.6 | 56.0 | 87.0 |
| 自己資金（千円） | | 2,300 | 219 | 1,969 |
| 固定資産（千円） | | 5,406 | 2,240 | 6,201 |

注　3農協合併促進委員会資料による。

ため調整すべき多くの問題をかかえていたが，それらも関係団体の努力で一致点に達し，1956年6月1日に合併が実現した。

この結果，新しく発足した白糠町農協の組織的・経営的基盤が大幅に強化されたことはいうまでもない。とくに，財務構成，信用事業の基盤は著しく改善された。このことをよりどころとして，酪農経営資金の導入，拡大，酪農関係施設・事業の拡充が可能となった。しかし，反面，合併以前からあった3農協の存立基盤や運営方針を

めぐる相異はそのまま合併後の白糠農協にもちこまれ，組織的にも経営的にも新たな矛盾を内包することとなった。

さらに，1960年を境にわが国の農業政策が対米従属的な貿易自由化と「高度成長」に対応した基本法農政として展開されるなかで，白糠町農業の酪農を基軸とする展開も新たに困難な局面に入り，さらに農業政策の下請的機能をいっそう強化した農協系統組織がとくに末端農協に対して経営「合理化」政策を強行するなかで農協は経営的にも組織的にも重大な岐路に立たせられることになった。このような農協をとりまく一般的情勢のなかでは白糠町農協においても理事会の支配的空気としては，他の多くの農協と同じように，農業政策の下請機関としての機能を強化し，みずからの経営「合理化」を推進する方向に傾き，和天別，庶路地区の一部上層農民を中心にして農業構造改善事業を受け入れようとする動きもみられた。

しかし，このように農協運営が反農民的方向に走ることを批判し農協民主化の意義を積極的に訴えたのは農民組合であった。もちろん，このような農協民主化の課題は多くの農協に共通しているけれども，とくに北海道における農民運動の一般的動向からすれば，農協民主化の意義を正しく把握し，これを実践に移す条件は十分に成熟していなかったとみることができる。すなわち，北海道における戦後農民運動のなかでもっとも多くの農民を擁してきたのは北海道農民同盟（現在の全北海道農民連盟）であり，その運動方針は農産物価格問題をはじめ経済闘争に重点が置かれてきたけれども，それらについてかならずしも農民の基本的要求（土地問題をはじめとする）と結合し位置づけが明確にされていなかったことと，組織的にも農協と密接な関連をもっていたため農協問題を的確に指摘し是正するという姿勢を容易にとりえないという一面をもっていた。つまり，農協の批判者としての十分な資格に欠けていた。この点では全日農傘下の農民組合は農協問題を正しく位置づけ，かなりはやくから農協民主化をその運動方針のひとつとしてかかげてきた。しかし，北海道では，多くの町村において農民組合がその地域の農民の大部分を結集できないほどの組織的力量をもたなかった。その意味で白糠町農民組合は，戦後間もなく，農民の諸要求を基礎にした諸闘争を持続的に展開し，そのなかで地域の大多数の農民の結集を実現し，そのような農民運動の発展過程における新たな課題として農協民主化が位置づけられた。さらに，農民運動とともに，農協労働組合が茶路農協いらいの長年にわたる運動の蓄積のもとで農協民主化を主要な運動課題として位置づけ積極的にとりくんできたことも重視しなければならない。

このように，農協民主化の基礎条件はしだいに成熟してきたのであるが，その具体化の直接的な契機は，白糠町農協がかつてない経営危機に直面し組織的基盤が極度に脆弱化したことに求められる。この点については，すでにふれたように，農協合併によって新たな組織上，経営上の矛盾を内包し，さらに農協運営をめぐる一般情勢が悪化したことにもよるが，このような状況に加えて，農協の運営上の欠陥（放慢な経営管理，各種事業の無計画性，組合員農家経済の掌握の不十分さと無計画な貸付など）により農協の財務内容が急速に悪化し，また，そのことが原因となって組合員農家の農協に対する信頼がいっそう薄れ，結集度が低下した。ちなみに，表—43によれば，貸付金残高が急速に増大しているのに対し，貯金はむしろ縮小し，この結果，1961年現在で貯金が貸付金の約四分の一というきわめて不健全な財務構成を呈するようになった。しかも，貸付金のうち約6,700万円は固定化負債であり，農協じたいの延滞債務も約4千万円に達した。このことは，固定資産を自己資本との関係にも反映し，表—44に示したように，1961年現在で約3千3百万円の欠損金をかかえることとなった。

**表—43　貯金・貸付金の状況**（金額単位千円）

| | (A) 1957年度末 | (B) 1961年8月1日 | B－A | B／A |
|---|---|---|---|---|
| (a) 貸付金 | 133,283 | 196,167 | 62,884 | 147.2 |
| (b) 貯金 | 60,813 | 51,682 | △ 9,131 | 85.0 |
| (a) ／ (b) | 219.2 | 379.6 | — | — |

注　白糠町農民組合資料による

**表—44　自己資本・固定資本の状況**（金額単位千円）

| | 1957年度末 (A) | 1961年8月1日現在 (B) | B－A | B／A |
|---|---|---|---|---|
| (a) 固定資産 | 39,430 | 48,308 | 8,878 | 122.5 |
| (b) 自己資本 | 22,181 | 25,727 | 3,546 | 115.9 |
| 欠損金 | 57 | 10,976 | 11,033 | — |
| 差引不足 | 17,192 | 33,557 | 16,365 | — |
| (b) ／ (a) | 56.3 | 53.3 | — | — |

注　白糠町農民組合資料による

このような事態のもとで，1961年10月組合員臨時総会を開き特別欠損金1千百万円を含む財務内容について報告し，その対策を講ずるため再建整備委員15名を選任し，財務内容のさらに詳細な調査と再建整備計画の立案を決議した。ところが同年11月，事務所が火災にあい，いっ

そう困難な状況に直面した。そこで同年12月ふたたび臨時総会を開き復興対策協議会を組織することを決議した。その構成は農協側10名，農業委員会，町，農民組合各1名，すでに発足している再建整備委員全員からなっていた。さらにこの中から常任委員6名（この他に会長，副会長，事務局長各1名）を選出し再建案の具体的な検討に入った。このようにして集約的な討議を重ね，1962年2月の総会に「再建整備5カ年計画」が提出され可決された。また，3月の理事会選挙では農民組合の意向はまったく反映されなかった。この計画の立案に際して無視できないことは農協系統組織(とくに北農中央会)の指導強化，運営への介入が目立ち，具体的にはこの時期に北農中央会出向の参事と2名の職員が派遣されて立案を中心的に担当した。このような経過も反映して，この計画は，多くの問題をかかえていた。その骨子をみるとまず，基本方針として(1)徹底的な経費の節減をはかる(2)生産拡大のための指導事業の充実(3)短期契約を通じて債権回収と健全財政の確立を届かることをかかげている。この基本方針を受けて金融事業の面では固定化負債の短期回収を主眼とする全戸営農計画の策定を目ざし，販売事業については全量集荷の統制をうち出している。これを要するに組合員に対する農協の経済統制を強め，一定の利用基準に達しない農家は実質的に農協利用から除外しても，農協の財政たてなおしを強行しようとするものであった。さきに組織された復興対策協議会じたい，農民の要求を反映するために一定の努力を続けてきたけれども，他方における系統組織の介入により，その活動はきわめて不十分に終わり，逆に経営「合理化」の基調が強くおり込まれる結果となった。他方，計画立案の直接の任に当たった復興対策協議会は計画決定により3月に解散し，農民の要求反映の直接の窓口は閉ざされた。

この計画の実施過程で，その反農民的性格はいっそう浮き彫りにされ，基本方針の(1)，(2)については実質的に何ら着手されないまま，もっぱら長期負債の短期回収に重点がおかれ，それと合わせて6月1日からは組合員勘定によるチケット制が実施され徹底的な金融引締措置がとられた。これと併行して販売代金の13.5%（特別投資2%，事務所建設資金3%，農業拡大貯金5%，販売手数料3.5%)を農協自己資金達成のため積立てる方式がとられた。とくにチケット制により下層農家に対する貸出制限が強められた結果，200戸余りの農家（組合員の約半数）は月額5千円～1万円程度の生活資金しか貸出されなかった（表—45）さらにこの方式で5年間で負債返還の見通しがたたない場合には，牛馬などの生産手段の差し押え措置をとろうとするものであった。

このような反農民的・非民主的農協運営のなかで組合員農家の農協に対する不満は日増しにつのり，さらにそれが農協に対する不信にまで発展し，農協解散論（主として上層農家），もとの3農協への分離，などの意見が出るなど組合員の結集が弱まった。他方，この時期にお

**表—45　チケット制による支給月額と別農家戸数**

| 地区別＼チケット額 | 0 | 5千円 | 5千円～1万円 | 1万～2万円 | 1万円～3万円 | 3万円以上 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 茶路 | 23 | 27 | 63 | 71 | 23 | 14 | 221 |
| 和天別 | 7 | 13 | 38 | 67 | 19 | 6 | 150 |
| 庶路 | 7 | 29 | 23 | 15 | 3 | 1 | 78 |
| 計 | 37 | 69 | 124 | 153 | 45 | 21 | 449 |

注　白糠町農民組合「農民新聞」による。

ける農民組合の活動は，すでに前節でのべたように乳価闘争においてきわめて困難な局面に入り，農協運営問題とのかかわりのなかで農民組合の組織的基盤にも少なからぬ影響を与えた。しかし，このような困難な条件のもとで，農民組合は，執行部を中心にして農協問題を重要視し，意思統一のための討議をくり返し1963年3月の定期大会では，運動方針のなかの重要事項として農協対策がうち出された。とくにこのとりくみのなかで中・貧農，開拓農民などから営農と生活を守る立場からの切実な要求としてチケット制廃止の要求が強く出されていた。

さらに，この時期には農協労働者がみずからの生活と権利を守るため農協運営問題をとり上げ農協労組の運動方針として位置づけ，農民の要求を支持する立場に立って農民組合との共闘体制をしだいに強めた。

1963年7月の農民組合部落代表者会議では，「5カ年計画」の実施を停止させ1963年度事業計画(そのなかには中央会の提示した農地信託制度の実施とそのための定款変更，1億円増資のための年間2,000万円の強制積立て，13.5%の積立てなどがもりこまれている）を撤回させる方針を確認し，「農協再建についての農民組合の考え方」を提示したが，これには農民の要求が強く反映し，のちの農協自主再建を進めてゆくうえでの基本方針として引きつがれていった。その骨子は，(1)農協解散をさけて現在の農協にテコ入れを行なう。(2)白糠町農民の生活と経営の実態に合った新しい再建計画をつくる。さらにこの内容は①固定化負積の長期化（最低10年以上），再建整備資金の導入，農協自体の資金造成，自治体からの補助金交付と利子補給，②原則として生産物販売代金の3分の1を生活資金として確保する。③生産拡大のための積極策を講ずる（農協，農業委員会，町，農民組合で

特別調査室を設けて民主的に個々の農家の実態調査を行ない，それを基礎にして営農類型をつくり，それにもとづいて負債償還計画をたてる），④農産物価格保証のための積極策，⑤農協運営の再度検討，などであり，このほかに当面の対策として1963年度事業計画反対，農地信託実施反対を方針としてうち出した。この方針は農民組合のなかで部落段階まで下りて討議に付された。

このような討議をへて1963年７月に農協通常総会が開かれ，組合員農家の強い反対意見のなかで63年度事業計画は，理事会側の部分修正でのり切ろうとする意図にもかかわらず，撤回されることとなった。このことは，事実上「５カ年計画」の崩壊を意味し，組合員の責任追求によって理事会は総辞職することなった。その後，農民組合は，「農協再建についての農民組合の考え方」を基本方針として農協理事選挙対策をたて，22ヶ所におよぶ部落集会をひらき，民主的討議を深めた。８月下旬に行なわれた理事選挙による暫定理事会をへて９月の再選挙では，理事９名のうち農民組合の中心的メンバーおよび農民組合の方針を強く支持するもののなかから５名が当選し事実上，農民組合が再建の責任を負うこととなった。

## 第２節　農協自主再建と民主化の過程

７月の農協通常総会直後，農民組合は，すでに発表した「農協再建についての農民組合の考え方」を基礎にして，さらにその後の事態の推移と討議経過を加味してより具体的な農協再建の基本方針案を提示した。とくに「考え方」のなかに検討事項の一つとされていた農協運営の具体的あり方に関しては，酪農を中心とした営農類型の策定，流通条件の変化に対応した農協運営体制の確立，運営経費の徹底的な節減，などを強調し，さらに検討すべき問題点として，職員業務体制と管理費運用，指導体制確立，支所運営のあり方，など多くの具体的課題を提示し，部落段階での討議を通して組合員農家の意見や要求を積極的に反映する方向を明かにした。

このような課題提起を受けて，新理事会は，一方では農協運営の内部的建て直しに力を注ぐと同時に，自主的再建計画の策定を急ぐこととなった。まず，当面の農協運営体制にかかわることとしては，農協経営内容をさらに詳細に点検すると同時に，再建の方策を考えるに当っての基本原則として，組合員農家に再建のしわ寄せを行なわないこと，離農者を極力出さないようにすること，を確認し，さらにその具体策として(1)離農を阻止し，農民の土地を守るという立場を堅持しつつ固定化負債についての自主的償還計画を作ること，(2)農民の実態にそくした生産拡大をはかること，を確認し，この方針にもとづいて，1963年は末にむけて貸出金の返済を求めないことを農民に確約して貧農の不安をとりのぞいた。また，農協内部での予算統制を強めて経費節減をはかるとともに農民には造成のため貯金増大をよびかけた（このことについては茶路地区の農民が木代金を積極的に農協貯金にふり込んだのをはじめ，数千万円の貯金造成を達成した）また，農協労働者に対する待遇改善にも積極的努力を行ない，とくに賃金体系を大幅に改善した。また，農協財務の建て直しに当っては，約3500万円の外債返還をめぐって農協と取引関係にあった約120の業者（その大半届中小企業）の協力，援助が力となったことも軽視できない。

他方，新理事会の主要な任務ともいうべき農協自主再建計画の策定については経過はおおむね次のとおりである。すでに「再建５カ年計画」は７月総会で1963年度事業計画が旧理事会として撤回をよぎなくされ，さらに旧理事会が退陣したことによって事実上死文化していたわけであるが，新理事会は，発足後間もなくこの「計画」を正式に破棄し，北農中央会から派遣されていた参事ほか２名の職員を返上し，新執行体制のもとで計画立案に当った。

まず，最初に重視されたのは，白糠町農業構造および農家経済に関する詳細な実態基礎調査である。この点は，「５カ年計画」の策定にさいしても農民組合，農協労組側から要請されていたにもかかわらず実現しなかった。そこで，「農家経済の向上なしに農協再建はありえない」という見地から実態調査に着手することになった。このため，農協のほかに農民組合，農業改良普及所が加わって白糠町農業振興特別対策室が町議会の議決をへて町予算の裏づけのもとに設置されることになり，1964年１月発足後，ただちに全農家を対象とする経営実態調査が行なわれ，この調査結果を基礎にして農家経済拡充計画がつくられた。この作成過程で重視しなければならないことは，それが個別農家経済の十分な吟味のもとに個々の農家ごとに経済拡充計画がたてられ，その積上げのもとに町全体の拡充計画が確定されたということである。もちろん，個々の農家ごとに拡充計画が作られる場合，基準がまったくなかったわけではなく，経営実態調査にもとづいてつくられた営農類型（内陸・沿岸別，酪農専業・混同・蔬菜経営別）を基準として，それに個々の農家の実態が加味されている。この「計画」を策定するに際しての基本理念は「農業だけで自立できる農家の確立」におかれ，このことを基礎に農協再建と農

協運営の民主化がはかられることになる。さらにその内容は，生産基盤の整備，乳牛導入・増殖，農業生産力増強，農家経済収支の改善・水準向上などにおよび，全体として，個々の農家の生産・経営条件・地域的条件を十分に加味して農業生産・経営の多面的発展を追求し，さらにその計画立案・実施にあたって農家の主体性を尊重する建前を堅持した。この点では，とかく，地域営農計画がおしつけ的な策定になりがちなこと，さらに，経営改善の方向が農業「近代化」を画一的に強行しがちになるのと対照的であるといわなければならない。

「農協再建７カ年計画」は，(1)赤字の解消，(2)財務の健全化，(3)単年度収支の均衡化，を主眼として策定された。このうち，(2)の財務の健全化のなかでは固定化負債の流動化が主要課題となった。組合員の負債残高の状況は表―46に示したとおりであって下層農民ほどその累積の度合が大きく，しかも固定化負債の約60％が農協一般

**表―46　固定化負債の状況**

| 粗収入規模別 | | 借入金総額 | 固定化負債額 | 同比率（％） |
|---|---|---|---|---|
| 基本組合員 | ～20万円（74戸） | 486 | 293 | 60.3 |
| | 20～40万（136） | 514 | 278 | 54.1 |
| | 40～70万（162） | 447 | 215 | 48.1 |
| | 70～100万（63） | 329 | 125 | 38.0 |
| | 100万以上（17） | 625 | 229 | 36.6 |
| | 小　計（452） | 464 | 235 | 50.6 |
| その他（169戸） | | 332 | 204 | 61.4 |
| 合　計（621戸） | | 427 | 236 | 55.3 |

注　1　金額単位千円，1963年現在
　　2　「その他」は組合員勘定を契約できない状況にある農家
　　3　白糠町資料による

資金（短期，高利資金）であることを加味すれば，長期低利資金による流動化が急がれていたわけである。「計画」では，この点に関連して，全体として固定化負債の約50％に相当する7,600万円について７カ年で流動化することを目ざしており，また組合員農家に対して実情を加味した対策が講じられた。とくに償還計画樹立の困難な農家で，現地に在住し営農を継続する意思のある農家に対しては，債権管理組合を作り振興整備計画を別途に作ることとした。また償還計画樹立可能な農家に対しては，農家経済拡充計画を基礎にして個々の組合員ごとに自主的に固定化負債流動化の年次計画をたて農協がこれを集約した。このような負債対策じたい組合員農家の実情を加味した独特な内容をもっていたが，この計画の具体化は白糠町農民組合がこの問題をとくに重要視して取り組んできたことの反映でもあり，さらに全道的に負債整理対策を具体化するうえで先導的な役割を果たした。すなわち，1968年ころ，「北海道では農民の固定化負債はない」というのが関係機関の共通見解とされていたが，1969年，全日農道連主催で開かれた「冷害危機突破，社会保障拡充，失業保険改悪反対12・10労農総決起大会」のなかで農民から出された諸要求の一つとして負債整理対策が重視され，農家負債整理制度の確立，長期低利営農資金制度確立などの具体的要求を出し，その後，この問題が政策的に取り上げられる契機となったのである。

次に(1)の赤字の解消については，その後ひきつづき検討の結果明らかとなった「含み損失」をふくむ赤字の解消と増資計画を内容とする計画がたてられたが，とくに赤字の直接的解消については，これを農家に転稼することを極力避け，系統組織，町助成など外部援助に依存する方針がとられた。

(3)の単年度収支の均衡化については，「業務機構の整備，人員の補充を行ない遅滞業務の解消をはかり職員の職務，権限を明らかにして，常に組合員取引の明確化と適当なそして敏速な事務処理の徹底を期する。職員の再教育を行ない，資質及び事務管理能力の向上を図る」ことが「計画」のなかで明らかにされている。つまり，単なる業務体制の合理化にとどまらず，農協労働者の主体的努力に期待しまたそれを裏うちする待遇改善対策も重視されている点が特徴的である。

以上，農家経済拡充計画と農協再建計画の主眼点を中心に検討してきたが，すでに計画立案の過程でいくつかの特徴点を指摘することができる。第１に，農協再建計画に先だって農家経済拡充計画を樹立し，しかもその立案にあたって農家の自主性を十分に尊重したこと，第２に農業だけで自立できる農家の確立を目標におき，酪農経営を基礎にしつつも地域の立地条件に適合した農業経営の多面的な発展を追求してきたこと，さらに，現に兼業している農家ないしはさらに兼業に依存せざるをえない農家についてはその条件を十分加味していること，第３に，当面の解決を急がれている固定化負債の流動化については，多くの農協が「再建整備計画」のなかで経営「合理化」，下層農の農協利用制限を強く前面に打ち出しているのに対し，白糠町の場合には農家階層，さらには個々の農家ごとの実情に沿って自主的な償還計画を基礎に具体的な立案を試み，極力，地方自治体，系統組織の援助を受けることによって農家負担の軽減をはかったこと，さらには農協労働者の任務，労働条件などを尊重したこと，などである。

このような内容を骨子とする「再建基本計画書」に対

して北海道農協振興対策室（北農中央会内）はこれを否認する態度を明らかにした。理由は計画不備を表向きにかかげつつも，内容的には農家負債償還についてそれがあまりにも農家の自主性を尊重しすぎており償還不能農家を優遇しすぎているというものであった。このことは，白糠農協の全農民の営農と生活を守るという見地に立った自主再建計画が，基本法農政の一環として選別・分断を基調とする農業・農協「合理化」政策と真正面から対立し合う性格であることを浮き彫りにするものであった。さらに具体的には，釧路地域では，ちょうど農協「合理化」の一環として1963年より「釧路農業及び農協近代化４カ年計画」がうち出されその構想と対立するものであった。この「計画」では，釧路管内18農協の酪農部門を各単協から分離して釧路総合畜産農協を設立し同時に，酪農民の離農促進をはかろうとする徹底した「合理化」構想であった。この構想は全日農釧根ブロック協議会，白糠町農協，さらに理由はやや異なるが釧路市農協，阿寒農協などの反対によって実現するまでに至らなかったが，農協広域化を骨子とする「合理化」攻勢はその後も続行されるのである。すなわち，1965年７月には，この広域農協構想が「釧路広域農協と草地酪農団地計画」と名称を変え釧路一円農協を主眼とする内容として提示された。農協合併については，すでに1961年，「農協合併促進助成法」が制定され，その施行を契機に急速に進展したが，北海道では府県ほどの進歩を示さず，系統指導機関も釧路地域の農協合併を，北海道における合併推進の突破口として位置づけていた。白糠町農民組合ならびに全日農釧根ブロック協議会は，このような合併計画の本質をひろく組合員農家の前に明らかにするとともに，釧路管内農協組合長会議に働きかけ審議の結果，最終的に撤回の決議をさせることに成功した。このように，白糠町農協の自主再建計画の否認撤回要求闘争は，ひろく農協「合理化」反対闘争へと発展するのである。

さて，このような情勢からみても白糠町農協の自主再建計画の帰趨は，周辺地域に対しても少なからぬ影響を与えるものであった。その後，白糠町では農民組合が中心となり，農協労組，農協理事会がともに「計画」承認に向けて結束した。この間，設備資金５千万円のうち１千万円をとりあえず信連から引き出し，また，最終的には，ふくみ損1,362万円のうち町の補助1,000万円，残高の半額ずつを農協と組合員農家とが負担することとなり，1965年に「計画」は承認された。かくして，この「計画」は，1965年を第１年度として実施に移されることになった。この「計画」ならびにその実施内容についての評価はこの「計画」の達成年次まで待たなければならないが，すでにその発足直後の状況について，いくつかの注目すべき動向がみられ，それらのことが白糠町農協民主化の内容を検討するうえできわめて示唆的である。

表—47　資金導入の経過

| | | 1963年 | 1964年 | 1965年 |
|---|---|---|---|---|
| 貸付金残高合計 | | 280,165 | 306,616 | 338,170 |
| 制度資金 | 期首残高 | 86,231 | 80,823 | 96,445 |
| | 導入 | 0 | 320 | 25,799 |
| | 償還 | 15,633 | 5,727 | 10,177 |
| | 期末残高 | 68,440 | 82,606 | 97,644 |
| 委託資金 | 導入 | 5,860 | 14,860 | 20,037 |
| | 寒冷地資金 | 0 | 2,608 | 3,937 |
| | 農地取得資金 | 3,500 | 5,450 | 13,630 |
| | 負債整理資金 | 2,360 | 6,550 | 1,650 |
| | 農業改良資金 | 0 | 0 | 820 |
| | 償還 | 2,938 | 442 | 4,998 |

注　1　金額単位　千円
　　2　白糠町農協業務報告書による

まず，農協再建に際しての緊要な課題の一つは資金問題であったが，表—47によって資金導入の経過をみると，1964年以降，制度資金，委託資金が急速にふえている。その内容は農業生産基盤の確立にかかわるいわゆる生産資金である。これらは必要資金量を大幅に下まわるとはいえ，農業経営基盤の確立に一定の効果を発揮した。他方，このような新しい資金の導入と併行して農協の生産事業，営農指導事業なども急速に拡充・強化された。とくに，それまで弱点とされていた技術指導面に力が注がれ，1964年度から人工授精所を４カ所に設定し，町負担による技術指導員（獣医師）を各地区ごとに配置して乳牛の飼育管理を充実させた。また，生産基盤整備事業としては大規模草地の改良，造成が重点的に行なわれた。この事業は，畜産経営拡大資金，草地改良資金，農業近代化資金などの導入によって行ない，さしあたり3,600万円で117ヘクタールの草地改良（永年牧草地の更新）が行なわれた。また，乳牛に関しては，酪農開発事業団の貸付50頭の導入が行なわれた。これらの事業の結果，乳牛頭数については農家経営拡充計画の第１年次目標2,807頭を上まわる2,900頭に達した。

農業経営改善に関連していま一つ注目しなければならないのは，農協の営農指導・生産事業の拡充とともに，組合員農家の間に自主的生産組織をつくり，生産・経営技術研究をはじめとする各種のグループ生産活動を活発化

し，さらにこれらの組織を通して組合員農家の要求，意見を農協運営に反映させる努力が続けられていることである。生産組織としては，生産部会の下に，寒冷地資金グループ，野菜グループ，小家畜（豚，鶏）グループなどが組織され，さらにこれらのグループによって生産拡大推進委員会が組織されている。また，酪農については生産部会のもとに別個に酪農対策協議会を組織して，牛乳共同販売問題，飼料をはじめとする生産資材の共同購入，さらに技術・生産対策をふくめた広範な活動を行なっている。ここでの生産組織は単に作目別組織ではなく，要求別組織にもなっていて農協運営に反映できるように配慮されている点が特徴的である。

さらに，農協運営体制の一環として新たに運営委員会と経営協議会を設置したことは，他の農協にはほとんど例のない試みとして特徴的である。すなわち，運営委員会は，最高議決機関である総会では満たしえない組合員農家の日常的な要求・意見を農協運営に反映させることを目的として設けられたものであり，そのメンバーは，地域代表，作目代表，農民組合，理事会代表，農協労働組合代表によって構成されており，理事会の諮問機関として位置づけられている。その後，このような方式は他の農協についてもある程度みられるようになったが，そのような場合であっても農民組合や農協労組代表は参加していない）。さらに，この運営委員会に農民の意見をより直接的に反映させるために部落懇談会がとくに重要視され部落ごとに多くの回数がもたれているのも特徴的である。

また，経営協議会は，農協労働者と理事とが農協運営について協議する目的で新たに設置されたものである。この種の組織は，とくに労働者（組合）側の力が弱い場合には理事会との協調路線に陥る危険性をもっているが白糠町農協の場合には労働組合が農民組合とともに農協民主化のなかでたえず正しい批判者，さらに民主化の推進者としての立場を堅持してきたのであり，民主化の経過からみても，また，農協が民主的大衆組織としての一面を有しているという点からみても，農協労働者が農協運営について組織的に参加することは，当然のことであった。このことにより，とかく経営主義的傾向を強めがちな農協運営について，農協労働者としての日常業務を基礎にしてたえずきびしく点検し批判することが可能であり，農協運営の民主化を推進するうえで欠かすことのできない要件となっている。また，農協労働者としての運営に対する発言権を組織的に保持し，みずからの労働条件，雇用条件を改善するうえでも有効な役割を果たしている。もっとも，このことは健全な労働組合運営を基盤にしてはじめて可能なことであるが，白糠町農協ではこの点に十分な配慮をしつつ実践してきたのである。

このような運営体制の民主化とともに，個々の事業を通して組合員農家に対して可能なかぎり経済的利益を還元し，農家が農協の事業・施設を利用し易いよう改善したことにも注意を払わなければならない。

これらのうち牛乳共販問題についてはすでに別項でのべているのでくり返さないが，この他にも，農協一般貸付金の金利を日歩3銭5厘から3銭に切り下げ，さらに購買手数料の引き下げ，人工受精料の引き下げ，家畜往診の車両負担全廃，土地（とくに草地）改良賦課金の半

表—48　　事　業　の　推　移

| | 1961年 | 1965年 | 伸び率（4年間） |
|---|---|---|---|
| | 万円 | 万円 | % |
| 貯金 | 5,649 | 11,591 | 205 |
| 余裕金 | 1,159 | 3,086 | 266 |
| 共済事業 | 5,958 | 8,186 | 137 |
| 購買〃 | 9,302 | 13,823 | 149 |
| 販売〃 | 14,660 | 22,626 | 154 |
| 内牛乳 | 10,479 | 17,627 | 168 |
| 出資金 | 2,577 | 4,111 | 160 |

注　白糠町農協業務報告書による

減などの措置を講じた。

このような地道な努力の結果，組合員農家の信頼もしだいに回復し，事業内容も表—48にその一端を示したように順調な伸びを示し（とくに1964年から1965年にかけての伸びが著しい）このような事業成果を基礎にして，組合員農家に対して，各種手数料率の引き下げ，事業内容の充実などを行なうことにより利用上の便宜を供することが可能となった。

また，白糠町における開拓者対策も他町村に比べて独自な内容をもって実施されている。それは，政府のうち出した開拓者対策を，その運用に際して，制度の枠内で開拓農民の要求にもとづいて開拓者農民の離農促進という政策のねらいとは逆に，開拓者農民の営農と生活を守るために最大限に活用したことに特徴点が示されている。このことにつき，いま少しその具体的な内容にふれておこう。戦後の開拓政策は，食糧危機ならびに過剰人口対策を主眼にして農業政策のなかでも重点施策の一つとして進められたが，それじたい開拓者の営農と生活をささえるうえではきわめて不十分であって，開拓者は入植の当初から経営，生活難におそわれ，離農が相ついだが，政策面でも「高度成長」期に入るとともに開拓政策は急速に後退し，いわば開拓者追い出しを主眼に「開拓

者営農振興対策」として具体化した。さらに1963年以降は，開拓者農民を類型区分して，営農の見通しのある農家は「農業構造改善事業」に繰り入れ，その見通しのたたない農家については，離農を前提としてその助成措置として開拓者農家の負債を政府資金で処理する，という内容の方策がうち出された。

白糠町では，戦後間もなく和天別地区を中心に233戸の開拓者が入植したが，その後，営農・生活上の困難から離農者が相つぎ1963年現在で184戸に減少した。このような実情に鑑み，白糠町農協は，この「新振興対策」を適用して開拓者農民の長期固定化負債（表—49でも明らかなように和天別地区の負債ならびに固定化負債がとくに多くなっている）の流動化をはかることが試みられている。具体的には振興計画をたてるにあたって三類農家（償還不能の負債を農林漁業資金や農協一般資金に肩代りさせ5年据え置き，さらに10年以内に償還できない場合には償還を免除する反面，新たな制度資金の導入を行なわないというもの）をできるだけ少なくするようにする。さらに止むなく三類農家にせざるを得ない場合には農民組合の協力を得て生活保護法を適用させるようにして当面の生活資金を確保するとともに，農業経営の基盤をつくる足がかりとして肉牛の育成を対象にして，農協が肉牛をあずかる形態にして肉牛の育成ができるような体制を作り，その販売収入で負債償還にあてると同時に農業経営基盤の確立をめざそうとするものである。

**表—49　地区別負債状況（1戸当り）**

| | 戸　数 | 借入金総額 | 固定化負債額 | 同比率（%） |
|---|---|---|---|---|
| 茶路地区 | 228 | 319,445 | 186,128 | 58.3 |
| 庶路地区 | 121 | 237,370 | 138,747 | 58.5 |
| 和天別地区 | 163 | 847,317 | 795,074 | 93.8 |

注　1　白糠町農協資料による
　　2　金額単位　円
　　3　1963年現在

最後に，農協民主化にかかわる内容の一環として農協労働者の状態についてふれなければならない。白糠町農協では，その前身である3農協の一つの茶路農協に労働組合があり，農協労働者の賃金，労働条件の改善，さらに農民組合活動とも共闘する場合もあったが，合併後は他の2農協の労働者もふくめた全員加入の組織として1957年に発足した。農協労働組合運動が全国的に，さらには北海道で広範に展開されるようになったのは1960年以降のことであるから，その意味では白糠町農協労組は先駆的な役割を果たしてきたといえる。さらに1958年あたりから本格化した農協民主化闘争のなかでは，農協労働合ならびにそれに結集する農協労働者は農協民主化をみずからの課題として位置づけ積極的に取り組んできた。この場合，農協民主化にあたっての農協労働者の基本要求は賃金問題に集約され，労組組合員の要求を基礎にして，1964年に農協労組が，独自に年齢別賃金体系案を作成して，これを農協理事会に要求することとなった。これは基本給については，満18歳を基準とする年齢給を基礎にしてそれに学歴給，職歴給を加えるという方法がとられている。このような賃金体系は，農協としては画期的な内容のものであり，従来の低賃金水準と不合理な賃金体系をうち破る役割をもっている。この要求は新理事会によって受け入れられるところとなり1965年から実施に移されたが，さらに1966年3月からは職階制賃金が廃止され，ほぼ完全な年齢別賃金体系になった。また，この賃金体系の実施とともに賃金額も大幅に改善され地方公務員なみの水準に到達した。

さらに，労働者の諸権利に関する規定，さきにのべた経営協議会に関する規定などを含む労働協約が1966年3月に理事会との間にとりかわされ，農協労働者としての賃金，労働条件，諸権利が総括的に確認されることとなった。この内容は，農協民主化の過程で労働組合の運動成果を示しているのでその要点を記すと次のとおりである。(1)協約の目的としては「公正なる労働条件を確立し組合員の生活の安定と地位の向上を図るとともに農協の民主的運営を行なうこと」（第1条）をかかげている。(2)組合活動の自由の承認（第7条）(3)時間内労働組合活動を認める（第14条）(4)経営協議会の協議事項(イ)従業員の採用，異動，役職，退職(ロ)従業員の賞罰，解雇(ハ)従業員あ給与(ニ)従業員の就務条件(ホ)機構改革，職制の制定(ヘ)事業計画の策定(ト)その他農協または労働組合が必要と認めた事項（第18条）(5)「農協は従員業に対し人たるに値する生活費を基準とする最低賃金制を確立し賃金制度を決定する」（第34条）(6)休暇は公務員の基準なみとする（第36条）これらの内容は他の分野の労働組合の労働協約に比べて著るしく進んでいるとはいえないが，この時期における農協労組運動の全般的動向に照らしてみるならば，先駆的であり，農協民主化の成果として評価することができる。

(1)　いわゆる基本法農政の貧農切捨てを基調とする政策と白糠町における農民の生活と経営を守るという方針のちがいは，農家負債の固定化の把握状況にも示されている。次の表は，A，B，C，D層に対する白糠町農協と道の判断基準のちがいと，そのようなちがいの下における農家負債固定化のちがいの両面のちがいとして示されている。

**農家負債の固定化状況**

| | ～7 ha | ～10ha | ～15ha | 15ha以上 | 白糠総計 | 全道比率 | (内)主畜農家 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| A　固定化はなく単年度収支をまかなえるもの | 80<br>22.0% | 47<br>13.0 | 30<br>8.3 | 34<br>9.3 | 191<br>52.6 | 13.3% | 18.7% |
| B　固定化はあるがまかなえるもの | 31<br>8.6 | 27<br>7.4 | 27<br>7.4 | 24<br>6.6 | 109<br>29.8 | 43.8% | 35.2% |
| C　固定化あって約定償還のみ可能なもの | 12<br>3.3 | 11<br>3.0 | 11<br>3.0 | 14<br>3.9 | 48<br>13.2 | 42.9% | 46.1% |
| D　固定化あって収支つぐなわないもの | 1<br>0.3 | 6<br>1.7 | 5<br>1.4 | 3<br>0.8 | 15<br>4.4 | | |
| 計 | 124<br>34.0 | 91<br>25.1 | 73<br>20.1 | 75<br>20.6 | 363<br>100.0% | 100.0% | 100.0% |

（注　1971年度白糠農協事業計画書）　〔（注）北海道農家負債整理対策資料　1967年10月〕

(2)　農協合併は1961年以降急速に進展したが，1965年当時の動向を方向づける意味で最近までの合併進行状況を組合員規模別農協数のうごきとしてみるならば，次のとおりである。

**規模別農協数**

| 正組合員戸数 | 1961年3月末 | | 1968年3月末 | | 1969年3月末 | | 1970年3月末 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 実数 | % | 実数 | % | 実数 | % | 実数 | % |
| 500戸未満 | 7,078 | 62.7 | 3,315 | 47.6 | 3,031 | 45.8 | 2,547 | 41.9 |
| 500 ～ 999 | 3,686 | 32.6 | 2,219 | 31.9 | 2,112 | 31.9 | 1,954 | 32.1 |
| 1,000 ～ 1,999 | 532 | 4.7 | 951 | 13.7 | 968 | 14.6 | 1,026 | 16.9 |
| 2,000 ～ 2,999 | | | 267 | 3.8 | 288 | 4.3 | 318 | 5.2 |
| 3,000 ～ 4,999 | | | 175 | 2.5 | 187 | 2.8 | 196 | 3.2 |
| 5,000戸以上 | | | 34 | 0.5 | 36 | 0.6 | 42 | 0.7 |
| 計 | 11,296 | 100.0 | 6,961 | 100.0 | 6,622 | 100.0 | 6,083 | 100.0 |

注　1　農林省「総合農協統計表」による。

(3)　農協労組の動向を位置づけるうえで参考までに最近における組織状況を示すと次のとおりである。

**農協労組の概況（1970年）**

| | (A) 従業員数 | (B) 労組員数 | 農協労連 (a) 加入員数 | 加入率 a／A | 加入率 a／B | 労組加入率 B／A (%) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 単位農協 | 241,225 | 104,260 | 36,683 | 15.2 | 35.2 | 43.2 |
| 県四連 | 36,919 | 25,673 | 20,645 | 55.9 | 80.4 | 69.5 |
| 全国四連 | 3,732 | 2,689 | 2,689 | 72.1 | 100.0 | 72.1 |
| 合計 | 281,876 | 132,622 | 60,017 | 21.3 | 45.3 | 47.0 |

注　1　県四連，全国四連とは，中央会，経済連，共済連，信連である。
　　2　農協労働問題研究調査による。

## 結――要　約

以上，本稿では，白糠町農民運動の展開過程について戦後からおおむね1965年までの時期を対象として考察してきた。大体この時期の運動は，1965年以降の労農共闘をふくむより広範な運動展開の基盤をなすとみらなすことができ，その意味で，中間的に総括しておく必要があると考える。

まず，総括するに当ってふまえておかなければならな

表—50　　白糠町農民運動史年表（概略）

| | 農業(酪農)政策 | 土地問題 | | 経営(酪農)問題 | | 農協問題 | | 農民組合・労農共闘 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 45 | ＧＨＱ農民解放指令 | 白糠軍馬補充部用地解放闘争　釧路農村建設連盟結成 | 農地解放 | | | | | |
| 46 | | 旧陸軍農興社　解散和天別入植開始 | | | | | | 白糠農民組合(準)結成 |
| 47 | 第２次農地改革実施<br>農協法公布 | 和天別開拓者連盟結成 | | | | | | 第１回農村青年講座 |
| 48 | | 牧野解放はじまる | 牧野解放 | | | 庶路茶路主畜農協<br>和天別開拓農協 | | 釧路地方農民組合結成。<br>農組青年部(200名）結成 |
| 49 | | | | | | | | 白糠高校開校 |
| 50 | | 補充部山林売却反対闘争　1300*ha*解放 | 林野解放 | | | | | 開拓者連盟と農民組合共闘 |
| 51 | | ４つの牧野組合結成 | | 茶路農協を中心に乳牛の導入本格化 | | | | 道議選 |
| 52 | 農地法公布<br>有畜農家創設特別措置法 | 国有林上茶路 700*ha*解放 | | | | 茶路農協労組設立 | | 農民組合組織率半減 |
| 53 | | 53～56年冷害立木の切り出し | | 農組一元集荷多元販売原則の確立 | 段階別乳価体制 | | | |
| 54 | 酪農振興法 | 王子の切りだしに対抗闘争　酪農転換資金獲得(6000万円)、機械の導入始まる | | 森永の白糠進出<br>雪印の集乳所合理化<br>集乳合戦激化 | | | | |
| 55 | | | | | | | | |
| 56 | | | | 農協一元集荷多元販売原則の確認 | | ３農協合併 | | |
| 57 | | 白糠線着工決定<br>国鉄白糠線土地対策協議会結成 | 第一次鉄道用地闘争 | | | | | |
| 58 | | 上茶路鉱脈発見による鉄道敷設のため鉄道審議会長ら来町し、茶路沢の一等地の土地買収交渉 | | 白糠クーラステーションについてホクレン団交<br>釧路共販加盟<br>雪印ステーション移譲 | | | | |
| 59 | | | | | | | | |
| 60 | | 大秋幹線排水事業 | | クーラステーション完成<br>一元集荷多元販売実質化 | | | | |
| 61 | 農業基本法公布<br>構造改善事業実施 | 河川提内地の解放（茶路、庶路川） | | 森永の90%配乳契約<br>第２次集乳合戦<br>釧路共販と対立、脱退 | 乳業・酪農「合理化」体制 | 農協事務所火災<br>農協復興対策協議会結成 | 民主化 | |
| 62 | | 牧野改良要求(対自治体)<br>大苗牧野改良<br>開拓跡地処理(和天別) | | | | 「白糠町農協再建整備５ヵ年計画」<br>クーポン制、ホクレンより参事総務課長就任 | | 農民組合員減少<br>白糠、幌呂、太田農民共闘 |
| 63 | | | | 契約更新交渉<br>契約決裂 | | 農協理事選民主化<br>農業振興特別運営協議会「5ヵ年計画返上」 | | 白労協、釧路地区労支援で森永交渉。 |
| 64 | 明治庶路鉱閉山 | | | 出荷スト | | 「白糠農協再建７ヵ年計画」作成 | | 農協、農組との共闘決定 |
| 65 | | 上茶路、二股間国鉄線土地買収対策闘争 | 第二次鉄道用地闘争 | | 不足払体制 | 「釧路地方農協近代化４ヵ年計画」 | 自主的農業展開への道 | |
| 66 | 不足払い制度実施 | | | | | ホクレン中央会「７ヵ年」否認<br>農協合併反対闘争 | | 白労協再建 |
| 67 | 構造改善事業(第二次) | 松川牧野改良 | | | | | | |
| 68 | | | | ホクレン全量森永配乳要請 | | | | 第１回白糠労農大学 |
| 69 | 明治本岐鉱閉山 | 庶路牧野を模範牧野(630*ha*)及び工業団地(434*ha*)に売却 | | 森永との暁交渉 | | | | 地区労、北教組、農協労組の森永交渉参加支援 |
| 70 | 上茶路鉱閉山 | | | 「長期集送乳合理化計画」ホクレン決定 | | | | |
| 71 | | | | | | 「７ヵ年計画」完了<br>共済広域合併反対闘争 | | |
| 72 | | | | 「農民」工場建設問題具体化 | | 農協へ共済の増収運動 | | |

いのは，農民運動展開の階層的基盤についてである。というのは，農民運動の方向と内容は，農民諸階層のどの部分に依拠し，また各階層とどのような関連に立つかということによって基本的に規制されるからである。このような観点からみた場合，白糠町農民の中心的階層は貧農層である。このような貧農を中軸とする農業構造，山林開拓以来あ土地所有制度とくにその下における零細農耕を基盤とする農業生産構造，山林労働を中心とする兼業雇用構造などによって条件づけられていた。しかも，戦後，1965年にいたる期間に土地所有，農業生産構造（馬産・殻菽一酪農）山林労働力雇用構造，鉱工業などが大きく変化し，とくに1960年以降の農業「近代化」政策ものとで農民層分解も一段と進展するが，そのなかでも上層農の形成は著るしく制約を受け，兼業化が進行するなかで貧農層を中枢とする農民層構成は一貫してきた。以下，このような農民階層構成を基盤に展開してきた農民運動の特徴を年表にもとづいて要約することにする。

(1)白糠町の農民運動はたえず農民の諸要求を基礎に展開してきたが，その過程で基本的運動課題としてまず最初に設定されたのは土地問題であり，しかもこの問題がその後も一貫してとりくまれると同時に，その内容がその時期ごとの農民の要求内容に応じてより具体的に設定されてきたことも特徴的である。いうまでもなく，わが国の農業・農民問題のなかで土地問題は主要な課題となってきており，戦前らい，それが農民の強い土地解放要求として存在し，対地主闘争として展開されてきたのであるが，白糠町の場合，戦前は軍馬補充部の直接的支配にはばまれてほとんどみるべき運動がなかったが，戦後になるといちはやくこの軍馬補充部を相手どる闘争として農地改革に先がけてとりくまれることになった。この場合，当時の基本的運動課題として軍馬補充部解放闘争に大多数の農民を結集し農民組合を結成することができたのは，この基本的闘争課題を重視しつつもそれだけにとどまらず，税金闘争，さらにひろく白糠町民に共通した食糧確保のとりくみなど日常的諸課題と結合してきたことにあり，このことがその後の運動展開の基本姿勢をなしているのである。さて，このように農地改革に先がけてとりくまれた軍馬補充部解放闘争は，それ自体大きな成果をおさめると同時に，農地改革自体のもつ不徹底性，反農民性は，白糠町で部分的にではあれ克服して実施させる原動力となり，さらに農地改革の土地闘争にひきつがれてゆくことになる。すなわち，農地改革で解放の対象とならなかった山林についても，白糠町では農民が入会地として利用し管理の責任を負わせられていた国有林について，牧野解放の手続によって解放させ，このような国有林解放闘争は農地改革が一段落したのちもひきつがれ，2千ヘクタールを越える国有林が解放されるとともにその大半は農協有牧野ないしは農民の共同牧野として利用され，酪農の基盤をなすことになる。このような土地解放闘争はその後もひきつがれることになるが，それとともに1955年以降になると土地闘争も新たな局面をむかえることになる。白糠線用地買収をめぐる闘争がそれであって，この闘争は基本的には農民的土地所有を擁護するという立場で展開されており，いわば農地改革後の新たな土地問題に対応した闘争である。この闘争は当初の買収反対闘争からやがて条件闘争に転換されるが，その過程で条件獲得の一環として牧野解放を実現している。

このように，戦後農民運動のなかで土地問題に一環してとりくんできたという事例は決して多くはない。むしろ，農地改革後の土地問題の把握に混乱を来し，対独占闘争という名目で土地問題を軽視し，いわゆる「構造改革」路線に沿って「経営改革」運動に入っていった事例（たとえば茨城県常東農民組合）すらみうけられる。また，北海道においても，もっとも多くの農民を組織してきた農民同盟（のちの農民連盟）が土地問題をほとんどとり上げなかったことを勘案するならば，白糠町農民組合は，基本的課題をたえず見失うことなく，またそのことを基礎に運動を発展させてきた数少い実践例のひとつであるとみることができる。

(2)　前項でのべたように，土地問題はたえず追求されなければならない基本的運動課題であると同時に，土地を基礎とする酪農の展開過程で，酪農経営問題に対する農民の要求が高まり，このことが1950年あたりから基本的運動課題の一つとして位置づけられるようになった。つまり，おおむね1950年を境として基本的運動課題は土地問題→土地問題・農業経営問題という展開をたどることになる。酪農を中心とする経営問題の内容は，酪農経営資金問題，生産技術およびそれに関連する諸施設，生産資材購入，生乳の共同販売問題など，多岐にわたり，これらの諸問題に対して農民組合は多面的にとりくんできたが，さらにそのなかで主要な課題となったのは乳価を中心とする牛乳共販問題であった。それ以降乳価闘争は一環してとりくまれるけれども，その内容はおおむね1960年を境として段階的に異なった側面をふくんでいる。つまり，前半は，副業的酪農生産ならびに複合的酪農生産の併存構造に見合った前近代的な牛乳取引（地域間乳価格差）にもとづく収奪に対抗する闘争として，また，後半は乳業「合理化」と貿易自由化体制下の酪農

「合理化」に対するいわば反「合理化」闘争として展開された。とくにこの過程で実践的に導き出された牛乳共販の原則(一元集荷多元販売)は，北海道ならびに全国の牛乳共販のなかでひろく適用されていった。しかし，反面，牛乳共販じたい農民組合を中心とする闘争だけでは十分な展開をなしえないばかりでなく酪農問題が共販問題にかぎらずいっそう多面化するなかで，農協の運営体制をめぐる問題が一段と浮き彫りにされることになり，農協民主化が基本的運動課題として本格的に位置づけられることになる。

(3) 農協民主化が農民組合の基本的運動課題として据えられこの課題に本格的にとりくまれるようになるのは1963年あたりからであるが，これは(イ)農家経済と密接に結びつきをもっている農協運営に農民の意向と要求を正しく反映させることが酪農問題の深化と農協運営の危機のなかでいっそう切実になってきたこと(ロ)貿易自由化，基本法農政下で，農協は農業政策の下請け機能を強化しさらに経営主義的傾向を顕著にするなど反農民的方向を強めてくるなかで農協民主化が農民(さらに農協労働者)にとって緊要の課題となってきたこと(ハ)これらについての学習活動がすでに1957年あたりに農民組合を中心にとりくまれていたこと，などにその条件を見出すことができる。かくして，農民組合の基本的運動課題は，土地問題→土地問題・農業経営問題→土地問題・農業経営問題・農協問題と展開し，とくに，農協問題が加わるなかで，農民組合だけではなく農協労働組合においても農協民主化が基本的運動課題として位置づけられてきたことが特徴的である。

とくに農協民主化は全国的な課題であったけれども，農民運動のなかで農民問題が正しく位置づいていなかったため，この課題を実践に移すことができた事例は全国的にも数少なかったのである。また，北海道では，大部分の農民運動組織が，農協と財政的にも少なからぬ関連をもっていたため，農協問題を浮き彫りにし農協民主化を真正面から運動課題として設定することができない状況であった。その意味では，白糠町における農協民主化闘争は，先駆的な実践例といってよく，また，その後の農協広域化構想などに対する反「合理化」闘争でも釧路地域において中枢的な役割を果たしてきたのであった。さらに農協民主化の過程で一貫して追求してきたことは，農民の経営と生活，農協労働者の生活と権利を守り発展させるということであり，とくに農民組合は全農家の意向を平等に尊重し，その多様な要求実現をめざしてとりくみ，現体制のもとで，この課題に対し農協が果たしうる最大限の可能性をたえず追求してきたことであった。

(4) 白糠における農民運動は，教育・学習活動を重要な構成部分として位置づけ，農民運動主体の形成とともに、目的意識的に酪農経営主体，地域農業の担い手の形成を追求してきたすぐれた典型のひとつでもある。農民の生活と生産活動に農民がどのような位置と状態でかかわるのかを捉え，農民運動の学習的側面を創造的につくりだしてきた。(イ)農地改革の成果に基づく農民の生産意欲の高まりと，乳業資本の集中・集積を背景に，馬産・雑穀から酪農への転換期であった1946年から1957年の12年間にわたって，農村青年講座が開設された。農民組合が年２回主催する合宿の講座学習は，獣医師や，緊急開拓によって入植した知識人層が主要講師となり，生理学・畜産学・経済学・政治学・郷土史などが開講された。土地闘争・乳価闘争をたたかいつつ，農業経営の転換を行なうという実践的課題は，学習の内容を決して「教養主義」に偏向することなく科学的認識を育て上げ，広範な青年を結集し，次の農民組合の中核を養成するものとなった。と同時に「青年講座」は高校開設運動として1949年から51年にかけて発展し，農民組合と食糧対策委員会の各戸集配送費の切りつめによる差益金，炭鉱労働組合の資金供出など，創意的な労農共闘によって，白糠高校（標茶高校分校）の開設に貢献した(ロ)さらに酪農が地域農業に定着しはじめた1956年以降，農民組合は部落組織を基礎として学習活動を重視し，税金闘争などを通じて，個々の農民が自らの経営実態を把握し，農地の効果的利用を基礎に農民的経営の確立をはかった。牧野組合・沢・町などの各段階での集会がたえず準備され，個別的問題を全体に位置づける活動も平行して進められた。(ハ)農業基本法のもとで，農協運営の困難性が表面化した1960年以降は，農協労働組合員の積極的な学習活動への参加を力として，戸別営農計画を基礎に沢・町段階での農業計画が，農協や農業委員会の協力のもとで進められた。同時に，生乳の独占価格に対決すべく全国的乳価闘争を背景に，炭鉱「合理化」とたたかう炭労を主要な構成とする白糠地区労（白労協）とともに，労農市民集会，学習会が開かれ，農民の生活のなかから発する具体的疑問点を，全国的視点で捉えなおす条件をつくりだした。この動きは1970年を前後した地域の荒廃のなかで教育労働者などの力量の高まりに保障された労農大学への発展を準備するものとなった。

このように白糠町における農民運動の基本的運動課題を前述したように土地問題を基礎に逐次多面的に発展させ，これらの諸課題を統一的に把握してきたことは，それじたい一つの特徴をなしており，この運動展開の過程で

教育活動の果たしてきた役割も大きかった。さらに，特徴的なことは，個々の課題についても，また運動方針を全体的にうち出し実践して行く場合についても，たえず全階層，全地域の農民が結集できるよう，それぞれの要求実現に向けてきめ細かい配慮がなされてきたということである。とりわけ，貧農を基盤とする要求は，単に経営問題ばかりでなく生活問題にも及び，生活保護対象の拡大，失対事業，労災保障なども具体的にとりくまれてきた。さらに中農に対しては生産組織を中心に農業経営発展の意欲を高め，税金闘争などを通して一部上層農をも結集することができた。また，農協労働者をはじめとする地元労働者との共闘も一定の前進を示してきたのである。

以上，本稿で直接考察の対象にしてきた1965年までの白糠町農民運動の展開過程について要約してきたが，これにひきつづいて考察し次回まとめる予定になっている1965年以降は，農業・農民問題が新たな局面をむかえる時期であり，白糠町農民運動もそれ以前の時期と異なった新たな矛盾，新たな運動課題に直面することになる。とくに基本的運動課題としては，地域問題がこれまでのいくつかの基本的運動課題に加えて，しだいに前面におし出されてくるのである。このようななかで土地問題，経営問題，さらには農協問題も具体的内容においてそれ以前とは異なった側面をもち，その克服・解決の方向が地域問題に収れんされてくることになる。そして，このような課題の展開に対応して運動主体も農民運動から労農共闘へと前進し，そこにおける学習も農民学習から労農学習へと発展することを方向づけられ，より質の高い運動・闘争の展開のなかでの教育活動の意義はますます大きなものとなるのである。ここにいたる過程を地域経済構造の変貌過程を基礎に実証的に考察することがわれわれに与えられた次の分析課題である。（1972.11.20）

（あとがき）

この研究は社会教育研究グループの研究課題として1971年いらい継続されているものであり，山田，高倉，斎藤の３名がこれに当たっている。また，現地実態調査には上記３名のほか，本学部学生・木村純，佐藤俊雄，青木文夫の３名，さらに大学院農学研究科中島信，本学農学部学生・高梨秀一の両君が参加した。とりまとめのための討論は，山田，高倉，斎藤の３名を中心に進められ，本稿の執筆は山田，斎藤が担当した。

最後に，この研究，調査を実施するために，いろいろとご協力下さった全日農道連ならびに白糠町の農民組合，農協，町役場，農業委員会をはじめとする関係機関，関係各位に心から謝意を表したい。

## 主要参考文献・資料　（順不同）

美土路達雄『農協の未来像』，1967年，現代企画社。
高島勝『農協と農民運動―白糠町農業と農民運動について―』，1967年，北大農学部卒業論文。
田畑保『農協民主化の意義とその条件―白糠町農業の事例分析を中心に―』，1967年，北大農学部卒業論文。
北海道『北海道農地改革史（上，下）』；1957年，北海道。
吉田寛一『畜産物市場と流通機構』，1972年，農山漁村文化協会。
渡辺茂編『白糠町史』，1954年，白糠町。
山村振興調査会『道東沿海山村のすがたと進路』，1972年，山村振興調査会。
白糠町『白糠町総合振興計画書』，1960年，白糠町。
全北海道農民連盟『戦後北海道農民運動史』，1968年，全北海道農民連盟。
白糠町農協『白糠町農協20年のあゆみ』，1968，白糠町農協。
白糠町『白糠町勢要覧』，1952年，53年，54年，55年，56年，65年，白糠町発行
白糠町農協各年次業務報告，同総会議事録，同事業計画書。
白糠町農民組合『農民新聞』，1962年以降。
白糠町農民組合『定期大会議案』，1961年以降。
白糠町農業委員会（農地委員会）『議事録』，1948年～1958年。
白糠町農業委員会『農地・牧野買収・売渡実績調書』，1957年。
富田容甫『戦後北海道農村における政治集団化過程の諸問題』，1960年。（日本政治学会『日本の圧力団体』所収）。
千葉燎郎『北海道における牛乳流通と共販問題』，1960年，（農総研農業総合研究』臨時増刊号所収）
山田定市・大高全洋『乳価形成と共販問題』，1962年，（協同組合研究会『経済発展と協同組合』所収）
山田定市『市場問題と酪農生産者の対応』，（日本農業経済学会『農業経済研究』第43巻・第２号所収），1971年，
水落恒彦『農協民主化闘争―北海道白糠農協の実践―』（新日本出版社『労働農民運動』，1968年２月号所収）
山田定市『農協運営の民主化と農民運動』（全農協労連『農協労連』1967年12月号所収）